

「健康教育」の概念に関する一考察

—昭和10年代前半の文献を中心として—

田 辺 信太郎*, 柴 若 光 昭**, 坂 本 ゆかり**
中 藪 伸 二**, 高 石 昌 弘**

* 日本学術振興会奨励研究員

** 健康教育学研究室

A Treatise on the Concept of “*Kenko Kyoiku*” (Health Education) —Based on the Survey of Source Materials in the Former Half of Showa 10’s—

Shintaro TANABE*, Teruaki SHIBAWAKA**, Yukari SAKAMOTO**,
Shinji NAKAZONO**, and Masahiro TAKAISHI**

*Postdoctoral Fellow, Japan Society for the Promotion of Science

**Department of Health Education

Recently “*Kenko Kyoiku*” is very often discussed, however, the definition of this term is ambiguous and multi-dimensional, and it is hard to say that there is a certain common understanding of this term. In order to define the concept of “*Kenko Kyoiku*”, it is necessary to put it in order how it has been discussed and analysed. In this connection, we focus in the Showa 10’s and analyse the source materials published in those days.

Some points of interest have become known by analysis. These are as follows.

- 1) The concept of “*Kenko Kyoiku*” in those days was very ambiguous.
- 2) The concept varies from instruction of knowledge concerning health to all sorts of health problems relevant to education.
- 3) The subject is mainly about school pupils, and some material sources refer to the mentally and physically handicapped such as physical feebleness.
- 4) Lots of concept relevant to “*Kenko Kyoiku*”, such as “*Eisei Kyoiku*” (Health Education), “*Gakko Eisei*” (School Hygiene), “*Yogo*” (Care), and “*Taiiku*” (Physical Education) are seen in various source materials.

The analysis of relationship of “*Kenko Kyoiku*” with social and educational circumstances in those days and the change of the term in the later times are awaited.

目 次

I. はじめに

- A. 課題の設定
- B. 史料の選定

II. 概念の分類について

- A. 当時の分類の試み・多義性の指摘
 1. C. E. ターナーによる概念の混乱の指摘
 2. 鈴木止による分類
 3. 竹村一による批判的分類
 4. 中尾勇による分類
 5. 大西永次郎による分類

6. その他の参考事項

B. 史料記述の観点

III. 対象史料の内容

- A. ターナー『健康教育原論』等
- B. 日本児童社会学会『健康教育の研究』
- C. 松江市内中原尋常小『我が校の健康教育』等
- D. 岡山県師範学校付属小『健康教育の精神とその実践』等
- E. 碓氷郡安中尋常小『健康教育学級経営概要』等
- F. 富岡尋常高等小『健康教育と其の施設』
- G. 中尾勇『健康教育の基準』

IV. まとめと課題

謝辞

注

I. はじめに

A. 課題の設定

健康教育の概念に関しては、今日までさまざまな規定がなされており、今なお多様な内容を包含し、一定の共通理解がなされているとは思われない¹⁾。また衛生教育、保健教育、学校保健、体育などの類似概念との関係も、必ずしも明確とはいえない。このような状況は、健康教育さらには健康教育学に関する実践や研究を行おうとするときに、それらの独自性や意義を曖昧にする恐れがある。したがって、われわれ健康教育学の関係者にとって、健康教育の概念を明らかにすることは、常に問われるべき基本的な課題であると思われる。東京大学教育学部健康教育学研究室では最近、健康教育学の「構造」に関する計量的研究を行うなど²⁾、健康教育学自体の基本的検討を行ってきたが、いまだ模索中であり、形成の途上にある。

本論もこのような研究上の課題の一環として位置づけられるものであり、ここでは特に健康教育に関する過去の文献を対象として、健康教育が過去にどのようなものとして論じられてきたのかを、多少なりとも明らかにすることを目的としている。課題をさらに明確にするならば、わが国で健康教育が「健康教育」という名称を用いられて本格的に論議されたと考えられる昭和前期、特に昭和10年代前半に焦点をあてて、当時の文献を史料として、「健康教育」の概念を整理、検討することである。

課題の内容に入る前に、当時の健康教育に言及している先行研究のいくつかを概観しておこう。ただし、健康教育の歴史を主題とした研究は、わが国ではほとんど見あたらないので、学校保健などの関連領域の研究で、当該課題に関する部分からひろうことにする。まず阿部三亥は、米国のC. E. ターナーの来日と健康教育への関心の高まりとについて、次のように述べている。「昭和十一年五月ターナー博士の来朝によって当時に於ける教育界は相当の刺激を蒙り健康教育への関心は高まったのであるが、遺憾乍らそれは学校に於ける正課としての軌道に乗るに至らなかった³⁾。」また重田定正は、健康教育の沿革を述べる中で、1950年より以前の健康教育について、次のように述べている。「従来とても、健康教育は一部の学校では熱心に行われていたが、全部ではなかったことと文部省当局の指導も徹底していなかったために、健康教育の研究者や実践者たちは、開拓者のような

意気込みではあったが、学校においても、その地域社会においても、孤立的・異質的な扱いを受けざるを得なかった⁴⁾。」

小倉学は、「昭和2年に、文部省から米国の保健教育書が『衛生教育』として翻訳紹介され……その後、引き続いて米国の健康教育の紹介がさかんに行われ⁵⁾」たと述べ、その内容は「ターナー等の提唱した健康教育運動とその成果⁶⁾」であったという。この健康教育運動は、米国の新教育運動に影響を受けたものとされている⁷⁾。しかし、「当時の学校衛生の中でどの程度このような考え方が普及し実践されたかについては明らかでない⁸⁾」とし、おそらく「一部関係者の関心をよび、部分的に実践された程度ではないかと思われる⁹⁾」と推測している。だいたいこれらと同様な記述が日本学校保健会¹⁰⁾、森昭三¹¹⁾、佐守信男¹²⁾などにも見られる。

以上の記述によれば、昭和初年から昭和11年のターナー来日頃にかけて、米国の健康教育が紹介、導入されて、わが国教育界の関心が高められ、ある程度の研究、実践が行われたことがうかがわれよう。

それでは、当時の健康教育の概念や実態については、どの程度明らかになっているのであろうか。この点を主題として研究している先行研究はほとんどみあたらないが、関連研究をいくつか見てみよう。まず小野冽子は、戦前における「教育的学校衛生」の成立過程についての論文で、次のように述べている。「昭和10年から14年までの間は『健康教育』のブームをまき起こし、東京市教育局体育課でも児童衛生教育教授要目をつくったり、各地で衛生教材の研究がさかんに行なわれた¹³⁾。」しかし、小野は、米国の健康教育は日本に導入されてから変容されてしまったと述べ、大西永次郎や野津謙の例をあげて、「健康教育を無媒介的に道德教育(=修身)と結びつけられるという発想のもとに、ターナーの健康教育論が導入されたのであった¹⁴⁾」と結論づけている。また数見隆生も、大西と野津について、小野と同一文献の同一箇所を引用して、同様の見解を述べている¹⁵⁾。

昭和前期の学校衛生について検討した森本稔は、当時の健康教育の概念について、比較的詳しい検討を行なっている。まずターナー来日後に編集出版された健康教育に関する研究図書や実践記録を例にあげて、「従来のほとんどの学校衛生専門書が医学者、学校医等によって書かれたものであったのに対し、現場の教育活動の中から教師の手になるものがあらわれて来たことはやはり教師主体の学校衛生への転換を示すものということが出来よう¹⁶⁾」と評価している。しかし、当時においても健康教育についてはいろいろの解釈があったことを、大西永次

郎¹⁷⁾や竹村一¹⁸⁾の指摘を紹介し、学校や地方でも混乱があったものと考えねばならないとしている。

以上から、ターナー来日の前後数年にわたって、健康教育のブームともいえるべき現象が生じ、健康教育に関する研究や実践がいろいろと行われたが、健康教育の概念については、ターナーを受け入れる段階からそもそも問題をはらんでいたようであり、さらに研究者や学校などの現場における受けとめ方もさまざまであったことがわかれよう。

B. 史料の選定

上述の課題設定にもとづいて、本論文の考察の対象とした史料は、直接的なものとしては、表題に「健康教育」という名称を用いられて当時編集出版された書物である。具体的な手続きは、国立教育研究所付属図書館編『明治以降教育文献総合目録』の「健康教育」のインデックスから、該当する文献を選択した。その結果、得られ

表1 直接的対象史料リスト

- | | |
|---|----------------------------------|
| ① | C. E. ターナー (高橋喜一訳) 『健康教育原論』昭和11年 |
| ② | 宮田直次郎 『施設経営 実践健康教育』昭和11年 |
| ③ | 日本児童社会学会編 『健康教育の研究』昭和11年 |
| ④ | 木村吉三郎編 『懸賞論文 健康教育研究』昭和12年 |
| ⑤ | 香川県女子師範学校附属小 『本校健康教育概要』昭和12年 |
| ⑥ | 青森県新町尋常小 『児童の健康教育』昭和12年 |
| ⑦ | 群馬県富岡尋常高等小 『健康教育と其の施設』昭和12年 |
| ⑧ | 群馬県碓氷郡安中尋常高等小 『健康教育学級経営概要』昭和12年 |
| ⑨ | 琴平尋常高等小 『本校健康教育ノ概要』昭和12年 |
| ⑩ | 岡山県師範学校附属小 『健康教育の精神とその実践』昭和12年 |
| ⑪ | 松江市内中原尋常小 『我が校の健康教育』昭和12年 |
| ⑫ | 横田初治 『健康教育の理論と実際』昭和13年 |
| ⑬ | 木村貞雄 『体位管理 健康教育の実践』昭和13年 |
| ⑭ | 武立清 『健康教育経営の実際』昭和14年 |
| ⑮ | 中尾勇 『健康教育の基準』昭和14年 |

(『明治以降 教育文献総合目録』等より)

た文献は13冊であるが、さらに研究の途上で『東書文庫教育文献目録』にて、香川県女子師範学校附属小と琴平尋常高等小のものを見出したので、結局15冊を対象とすることとなった(表1参照)。

なおこれら以外にも、健康教育の名称が用いられている書物がある。一つは、リード『健康教育若人のために』で、昭和5年に翻訳出版されている。これは秩父宮記念図書館で見出したものである。内容は看護婦向けで、個人衛生学や生理、解剖学が中心となっている。また米国から健康教育が紹介、導入されたといわれる昭和前期においては、全国各地の学校で健康教育と銘うった実践が行われたようであり、たとえば、滋賀県立大津高等女学校『我が校の健康教育』、広島高等師範『我が校の健康教育』、山形市第三小学校の健康教育実践¹⁹⁾などがある。しかし、いずれも時間的余裕がなかったり、史料入手ができなかったりしたため、今回の対象史料からははずしている。おそらく現場の実践については、書物としての体裁が整ったものは少ないと思われ、きちんと収集することは相当に困難が予想される。しかし少なくとも、今回の直接的対象史料リストのみで、文献がつきるものでないことは確認しておかねばなるまい。今回はほぼ『明治以降 教育文献総合目録』のものに限ったということである。だが、本課題に関する事項はほぼとりこまれていると思われるので、考察に大きな支障はないものと考えている。また概念の分類を検討するにあたっては、上記史料以外にも、健康教育に言及している関連文献をも適宜参考とする。

直接的対象史料について、あらかじめ大きな特徴を見ておくと、これらはほとんどが学校という場を第一の対象としていることである。したがって地域などの場を対象とした史料はあまり含まれていない。だが地域については、戦前は健康教育に関する文献はほとんどないようである。たとえば、昭和22年に『衛生教育』を著した国立公衆衛生院(当時)の斉藤潔と滋賀秀俊は、「本書の如きは、わが国においては、初めての試みである」と述べている²⁰⁾。また楠本正康は公衆衛生との関係から衛生教育を論じているが、「わが国の衛生行政は取締りを中心とした警察行政として発達した²¹⁾」などの理由から、戦前は衛生教育が発達しなかったと指摘している。さらに宮坂忠夫は、昭和33年に著した『衛生教育』の中で、「日本の公衆衛生の分野で、衛生教育が“衛生教育”の名のもとに、新しい考え方・近代的な理念をもって始められたのは、まだ最近のことである。それは、衛生行政の主管である厚生省が、昭和25年の秋に新しい意味での衛生教育をとりあげる方針をきめたのが始まりであるとい

ってよい²²⁾」と述べている。このような記述によると、今回の史料が結果的に学校の場合を対象としたものが中心となったことは、史料の偏りを示すものではなく、ある意味で当然の結果であったと考えてよいと思われる。

なお学校の場合において、当時健康教育と密接な関係があったのは学校衛生であるが、この時期の特徴は大西永次郎が教育的学校衛生として位置づけており²³⁾、その後の研究においてもほぼ踏襲されている。だが、体育史家の木下秀明の研究によると、明治期においても、文部省の学校衛生観は、必ずしも医学的學校衛生に固まっていたものではないことが分る。「ヘルバルト主義的な学校衛生観だけによって、文部省が学校衛生を把握していたわけではない。すでに形成されていた三育主義の体育観のもとに学校衛生を位置づけ、学校衛生を運動とならぶ身体教育のための手段として把握する傾向も顕著であった²⁴⁾。」したがって、よりつつこんだ把握は今後の課題であろう。

ここで本論文の特徴をもう一度整理しておく、まず本研究の目的は健康教育の制度史などの一般的な歴史研究を行うのではなく、当時の史料内容をできるだけ詳しく記述、分析して、当時の健康教育の概念を明らかにすることである。それゆえ、事実認識を中心とした基礎的検討が主となる。

(なお、以下の史料の引用では、原文の理解をそこなわれない限り、読みやすくするため、できるだけ当用漢字に改める等の配慮をしている点を付言しておく。)

II. 概念の分類について

対象史料の記述、分析にあたっては、そもそも何をどのように記述、分析するのかという問題が生じてくる。この段階ですでに、対象史料に含まれている健康教育の概念を明らかにするためのわれわれの観点が暗黙裡に示されているわけである。したがって史料の事実認識をすすめるにしても、前段階としてわれわれの観点を明らかにしておく必要がある。そのためにはまず、当時試みられていたいくつかの健康教育概念の分類について、それらの内容を明らかにしておくことが有益であると考え。そして、そこに含まれる分類の観点を整理してみることである。以下では、直接的対象史料と健康教育を論じている関連史料の中で、概念分類を試みている史料を順次とりあげていくこととする。

A. 当時の分類の試み・多義性の指摘

1. C. E. ターナーによる概念の混乱の指摘

わが国の健康教育の展開に関しては米国のC. E. ター

ナーの影響を無視することはできない(IIIを参照)。そのターナーが、わが国で翻訳された著書『健康教育原論』(昭和11年)の中で、学校における健康教育の意味がさまざまに用いられていることを指摘している。彼は広義の健康教育の対象は社会の保健事業に携わる人、一般社会人、学校の児童であると述べたうえで、次のようにいう。「現今の学校当局者は、学校における健康施設を健康教育に包含することに同意するようなことは殆どないが、それでも時によると、体育を除いた総ての保健施設を含めて健康教育なる言葉であらわしたり、学校健康プログラムと同意に用いたり、健康教授の範囲に限定したり、甚だしきは体育と同意味に用いたり、あるいは歯科診療を健康教育プログラムの一部と称したりする教育者がある²⁵⁾。」米国においても、学校現場ではまだ概念の共通理解がなされていなかったことがうかがえよう。

2. 鈴木止による分類

昭和14年2月の大分県師範学校付属小学校教育研究会編『新教育』に掲載された鈴木止「健康教育の本質」では、当時の概念の内容を次のように分類している。「1. 衛生に関する知識の教授を以て健康教育と考える者。2. 教育の内容に〔と〕しての健康問題の中から、特に体育運動を除いたもの、即ち学校に於ける保健施設や、健康に関する指導訓練を、健康教育の内容とすると考え〔る者〕、3. 健康の知的教育と実践的訓練とを以て、健康教育の内容と見る者。4. 更に狭義に特殊児童(要養護児童)に対する処置を健康教育と解する者等、実に種々雑多に解せられている²⁶⁾。」〔〕内は引用者による。

3. 竹村一による批判的分類

竹村一も昭和14年に、当時の概念の内容を批判的に分類し、問題点の指摘も行っている。「(a)健康教育は系統的につくられた生理衛生による体系の教授であると考えていたこと。(b)健康教育は全人的な生活指導でなく衛生教授、衛生訓練というように考えていたこと。(c)体育運動、保健衛生、健康教育の区別が判然としなかったこと。(d)学校環境、施設に対しての考え方が自存的対立的関係であったこと。(e)健康教育を養護的に取扱われていたこと²⁷⁾。」

なお、竹村自身の健康教育への考え方は次のようである。「学校衛生はこれを動的にみるならば健康への教育である。学校という環境も、その場に於ける指導も、学習もすべては教育であるという立場から観れば、学校衛生は教育的プログラムの全体計画に関連をもつものである。こうした教育という面から学校衛生を観れば健康教育であると云って差支えはないと考える²⁸⁾。」

4. 中尾勇による分類

広島高等師範訓導の中尾勇はやはり昭和14年に、当時の概念の分類を行っている。「現状に於ては、健康教育は体育と一致する概念であるとか、或は広き体育という概念の一部であるとか、或は学校衛生はとりも直さず健康教育であるとか、又は一の強健法が健康教育であるとか、又は特殊児童の特殊の取扱いが即ち健康教育であるとか、誠に種々雑多であり、更に大きな問題として、健康教育は身体丈けの問題か、乃至は精神衛生もその内容として含むかという点等も、論議の中心となるであろう⁹⁾。」またつづけて、特に C. E. ターナーの影響にふれ、彼の知識教授、習慣陶冶、信念保持の所説のうち、わが国では健康知識の教授が強調されて、教科教育のごとく扱われている点を批判している⁹⁾。そして中尾自身の健康教育への考え方を次のように述べる。「即ち健康教育とは一般児童を対象として、積極的に鍛練をなし、身体の諸機能を増進する所の体育運動と、更に児童は個々にその身体的状況を異にするものであるから、その身体状況に合するが如き、個別的考慮に基づく学校衛生がその内容となり、その方法は或は教授により健康知識を開発し、訓練によって生活の指導と良習慣の保持をなさしめる事こそ、健康教育の真意義なりと解するものである⁷⁾。」

5. 大西永次郎による分類

昭和15年当時、文部省体育課学校衛生掛長だった大西永次郎は、当時の概念を4つに分類している。第一に最も広義なものとして、「凡そ教育に関連のある健康問題の総て⁸⁾」と考えられている。つまり「従来体育運動として指導せられたことどもは勿論、学校衛生と名付けられた施設のこと、また健康に関する知識の教授や生活の訓練等もこれに加え⁹⁾」るのである。第二にやや広義なものとして、「学校における保健養護施設と健康に関する指導訓練とを合せたもの¹⁰⁾」と考えられている。つまり第一のものから「体育運動だけを除いたもの¹¹⁾」である。第三にやや狭義なものとして、「健康の知識的教養と実践的訓練」¹²⁾と考えられている。つまり第一のものから「体育運動のことは勿論のこと、施設としての学校衛生をも除いたもの¹³⁾」である。そして第四に最も狭義なものとして、「衛生に関する纏まった知識の教授、即ち衛生教育をもって健康教育と同意義に考えているのであって、これらは健康教育をもって理科教育・歴史教育といった考え方と同様、一学科としての生理衛生の指導と同意義に使用せるに外ならない¹⁴⁾。」

大西自身は健康教育の要諦は、「学校児童に対して、個人並に公衆衛生に関する正確な知識を授け（衛生教授）、学校生活を通して訓練に依りて衛生的の習性を涵養し（衛生訓練）自ら進んで健康に生きんとするの思念

を陶冶すること¹⁵⁾」と考えていた。ただし、方法としての教授と訓練の関係はきちんと区別できないとしている。つまり「知識の付与を先にして、実行の訓練が後る場合もあり、また実行の指導、習性の陶冶を先にして衛生的知識の教授に依りて之を理論付ける場合もある¹⁶⁾」のである。そして健康教育の陶冶において期待せんとする最後の目標は、「1. 健康上の良習慣 (habit) を陶冶すること。2. 健康に必要な知識 (knowledge) を得ること。3. 健康に対する正しい態度 (attitude) を保たしむること¹⁷⁾。」としている。これらの目標は、昭和2年に文部省が米国の健康教育に関するいくつかの文献を訳して編纂した『衛生教育』で述べられているものと似ている。すなわち、その第一章「衛生教育の要義」では、次のように述べられている。「衛生訓練及び衛生教授の目的は、次に挙げる条項により、健全な身体をつくりあげることにある。即ち、一、健康に欠くべからざる良習慣をつくり之を実行すること、二、健康に必要な知識を得ること、三、心身両方面の健康に対して正しい態度と正しい考えとを保ち之を益々発達せしめること¹⁸⁾。」

6. その他の参考事項

以上が健康教育の概念を、批判的にあれ分類を試みた主なものといえよう。さらにこれらに追加して、総括的な分類は行っていないものの、多少とも健康教育の概念を分類するのに役立つと思われる参考事項を、関連史料からひろいあげておくことにする。

まず健康教育の類語である「衛生教育」との関係について言及してある史料をみてみよう。昭和11年に『学校衛生』誌上に健康教育の解説を行った野津謙は、次のように述べている。「何故衛生教育と言わないで健康教育と申すかといいますと、これまでは衛生と言え、直ぐ伝染病の予防とか、結核の予防とかいうような割合に消極的なことが考えられたのであります。ところが私は学校に於ける健康教育という場合には積極的な健康教育という意味に解釈したい為に、衛生教育と申すよりも、健康教育といった方が響きがいいだろうと思うのであります¹⁹⁾。」また『近代衛生教育の理論と実際』の中で佐藤正は次のように述べている。「元来、衛生教育とは衛生的教化の意味で、英米の Health Education 独の Hygienische Erziehung に当る字義である。Health Education という字義を一層積極的に『健康教育』と評〔訳〕しても良い。特に近来は学童の如きを対象とする衛生的教科訓練に対して『健康教育』と呼ぶ場合も相当に多い。元来、『衛生教育』と云うも『健康教育』と呼ぶも同意義で、敢えて別を立てるには及ばないが、本書に於ては、従来比較的広く慣用せられている『衛生教育』なる称呼を用いることにし

た²⁰⁾。」〔 〕内は引用者による)。両者とも、「健康教育」がより積極的な意味をもつことを指摘し、特に学童を対象とする場合に使われるとしている点は共通している。

ところで、当時の文部省の学校衛生に関する責任者である岩原拓(文部大臣官房体育課長)と大西永次郎(文部省体育官)がまとめた「日本に於ける学校衛生の現況」(昭和12年)は、特に健康教育にも言及されており、その概念と現状を次のように述べている。「日本に於ける学校衛生近時の傾向は、単に保健養護施設の充実と言うよりも、児童生徒に対して個人並に公衆衛生に関する正確なる知識を授け(衛生教授)、且つ学校生活を通して訓練に依りて衛生的習性を涵養し(衛生訓練)、自ら進んで健康に生きんとす態度を陶冶せんとする教育的指導が、学校衛生の新時代を画せんとしている。特に昨年〔昭和11年〕5月、本会議〔第七回世界教育会議〕学校衛生部議長ターナー博士の来朝は、本邦健康教育の進展に拍車をかけたかの感があり、到るところ健康教育刷新の声が、教育者を中心として学校衛生に新しいエポックを画さんとしていることは事実である²¹⁾。」〔 〕内は引用者による)。さらに学校教育における健康教育の現状が述べられており、やや長いが、史料の価値を考慮してここに引用しておく。

「日本の小学校に於ては、教科として独立せる衛生科目はないが、修身、国語、理科、家事科等の教科中に衛生教材の分量は必ずしも少しとしない。特に修身科に於ては、第一学年より六学年に至る間毎年系統的に衛生教材が配列せられ、実践道徳として、教育的方法に依りて其の実行を重んじ、以て健康習性の陶冶に資している。

尋一、タバモノニキヲツケヨ

尋二、からだを大切にせよ

尋三、健康

尋四、身体、よい習慣をつくれ

尋五、衛生、よい日本人

尋六、公衆衛生

高一、身体、保健

更に読方科に於ても、衛生教育の分量は、相当程度に加味せられ、理科に於ては、尋六に於て人体の生理、衛生、公衆衛生の教材が簡易ではあるが、衛生教育の基礎的なものとしては十分である。

近年右正課としての衛生教材の外に、斯かる各科の教材を綜合統一して、一つの指導訓練の体系を樹て、教育的方法に依りて此等の教材を如何に生活化せしめ、習慣化せしむるかの問題が重要な役割を演ずることとなり、従ってかかる教科に於ける衛生教材と連絡を保ちつつ全学年に配当せしむべき衛生訓練実施要目の作成が問題と

なってきた。

数年前日本の大新聞である東京朝日新聞の事業である全日本健康優良児童表彰会で選定した『健康児童十則』は衛生日課として全国の小学校に普及している。

- 1, 運動 外で運動ほがらかに
- 2, 日光 光にあたれ日にあたれ
- 3, 空気 清い空気をいつも吸え
- 4, 栄養 なんでも食べよよくかんで
- 5, 睡眠 早寝早起よくねむれ
- 6, 休養 ほどよく休んで力を養え
- 7, 清潔 からだはどこも清潔に
- 8, 衣服 はだききれいに厚着せず
- 9, 姿勢 正しい自然の姿勢を保て
- 10, 予防 病を防げ身をまもれ

なお衛生訓練実施要目は、未だ文部省の法規としては制定を見ないので、各学校に於て適当に之を学年に配当し、之が実行を促すの外、朝会、清潔検査、衛生日、健康週間、衛生童話、ポスター・縫方の作成、保健クラブの組織、衛生展覧会の開催、映画、講演、衛生作業の実演等に依り健康教育の普及に努めている²²⁾。」

一方、伝統的な教育学における健康問題の扱われ方はどうであろうか。日本児童社会学会編『健康教育の研究』の中で「教育学上に於ける養護と健康の意義」を論じている龍山義亮によると、教育学上の養護の問題は、教授、訓練と並んで重要な部門を形成するものの、「今日迄は養護に関する問題は主として医者の方の研究に委ねて居り、実際の教育上から言えば体操の先生が其の理論を研究していると言う位の程度のものであって、一般の教育学者と云うような人々からは養護の問題は比較的閑却せられて居ったと言い得ると思う²³⁾。」というのである。なお、昭和11年から14年にかけて、城戸幡太郎を編集代表として出版された『教育学辞典』(岩波書店)には、「健康教育」の独立した項目はなく、「衛生教育」(岩原拓執筆)が見られる²⁴⁾。

これに対して、いわゆる新教育運動の中では健康教育への注目があつた。たとえば橋本道によると、小原国芳があげられる。「当時、新教育運動が全国各地で盛んに推進されたなかで、全人教育の土台として『健康教育』に着目し、健康を教育の根底とする考えは、小原国芳だけであつた。しかも単なる理想でないことは、デンマーク体操の創始者、ニルス・ブックの理論と実践に共感を覚え、早速交渉をはじめ、二年後の昭和六年九月、一行27名を招聘したことでもうかがえる²⁵⁾。」ここで含意されている健康教育とは体育を実質的に指していると思われる。

なお、教育や社会状況との関係で概念を考察することは本稿の中心的課題ではないので、特に言及はしないが、最後に参考として、杉浦守邦による当時の健康教育運動の系譜整理のみ見ておくことにしよう。杉浦によると、健康教育運動は昭和の初頭から約10年余にわたって全国的に推進されたもので、「これは従来の理科における衛生教材が、ただ生理学的事実を扱うのみで、生活の保健的指導、習慣陶冶といった分野に冷淡であり、また修身における衛生の取扱いが節制主義、精神主義に流れて、非科学的・時代錯誤に満ちたものであったことに対する批判から出発したものであった²⁶⁾。」そしてこれには3つの動向があり、第一は、大西永次郎らが提唱した衛生訓練の運動であり、第二は、保健クラブや保健連盟等の結成にみられる児童の自主的な保健自治活動を促す運動であり、第三は、ターナーにならって、「健康科」または「保健科」なる学科を設け、系統的健康教育カリキュラムを編成する運動であった²⁷⁾。また体操との結びつきについては、次のように述べている。「従来修身・理科ないし家事で扱われ、体操とはむしろ無縁であった衛生教育が、系統的指導計画を樹立しようとするとき、国定教科書にとらわれない体操と結合する傾向を示し、両者を健康教育という名称で総合的に運営しようとする学校が多く現れたことは注目し値する。しかし、これらの運動も、昭和12年支那事変勃発の頃から、ファッション化に利用されやすかった衛生訓練運動を残して、急速に衰微していった²⁸⁾。」

B. 史料記述の観点

前節でみてきたように、健康教育の概念については、当時からその多義性が指摘され、分類の試みもいくつかなされているのである。これらはさまざまな観点から分類され論じられており、またお互いの所説同士の議論も見あたらぬので、一つにまとめることは容易ではない。また分類の観点は目的とも密接に関連するものである。したがって、今回の対象史料の記述にあたっては、後の検討にとって最低限必要と思われるいくつかの基礎的な観点を用意しておくことにしたい。その場合にももちろん、前節の先行分類等の史料をふまえて、重要な質をもらすことのないように配慮していく。

具体的には、対象史料の全体構成、目的、健康教育の規定、対象、内容、方法、および類似概念との関係を中心に記述していき、あわせて特徴などの評価をも含めることとする。史料のグルーピングは、健康教育についての考え方等が近いものを集めた。結果として、健康教育の概念等について述べられた理論的な史料と、現場の教

育実践を扱った史料に大別されたが、15の史料を自然にまとまる形でグルーピングすると、A～Gの7分類となった。(この7分類をもとに、それぞれの焦点となっている観点を整理し、やや強引に top-down の方法でまとめたものが、後述の表2である。)記述の構成は、典型的なものを中心にとりあげることとし、順序はだいたい発行年代順になっている。

Ⅲ. 対象史料の内容

A. ターナー『健康教育原論』等

1. C. E. ターナー原著、文学士高橋喜一紹介『健康教育原論』右文館、昭和11年3月15日

構成は、以下のようになっている。

原著者序言 シー・イー・ターナー

まえがき 高橋喜一

目次

第1章 序論

学校健康プログラムの開拓

健康教育の領域

学校における健康教育の教育的根拠

健康教育の実施性と教育的効果に対する実証

健康教育と健康増進

第2章 健康教育の基礎的原理

健康教育の成立と実施の基礎をなす一般原理

学級指導方法に関する教育的原理

健康教育と児童の性向

健康教育と児童の徳性

健康教育と児童の情緒

刺激と興味

第3章 健康教育における課程編成

一定の健康教育課程の必要

健康教育課程の組織方法

第4章 健康教育に必要な種々の協力

家庭に対する健康教育プログラムの説明

並びに家庭と学級との協力

身体検査及び身体的欠陥の矯正

伝染性疾患の予防及び処理

体育プログラム

校舎内の衛生

第5章 健康教育における行事

身長及び体重の測定

朝間の健康及び清潔検査

午前の補食

休養時間(机間体操時)

第6章 健康教育における教授項目の学年別配当

各学年において主として訓練すべき習慣

健康習慣の養成

健康態度の養成

健康教育教授項目の学年別配当概要

健康教育教授項目の学年別配当

第7章 学級指導方法

健康時間

特別の健康作業及び趣向

他の学科目との連絡

催し或は長期教授単位

第8章 学校における健康管理

学校健康プログラムに対する管理上の責任

学校健康プログラムに関する保健施設の専門家及び
教員の任務

学校健康プログラムにおいて注意を要する項目

教員の健康保持

効果の測定

付録

1. 健康と体重不足並びに発育との関係

2. 原著目次

跋

野津 謙

本書の目的及び想定されている対象読者については、原著者序言に明らかにされている。「本書は小学校において健康教育に携わっている各種グループの人々の参考に供せんが為に編纂したものである¹⁾。」「本書は主として、この分野における著者の経験及び調査を基礎とし、意見的にも独断的にも陥らないような形式をとって書いたものである。実際的であり且つ有効であることが判明した原則及び手続を示したもので、健康教育の過程に対する教育哲学の適用を説いたものではない²⁾。」

本書においては、健康教育の実際的・具体的側面の他に、主として第1章及び第2章において、その理論面を論じている。健康教育の概念規定については、第1章の序論にかなり詳しく論じられている。

「序論」において「健康は、教育の欠くべからざる対象の一つである³⁾、(中略)教育の対象⁴⁾は、或は規律、或は教養、或は成人生活への準備、或は発育及び適合性の助成、或は以上の四つの総合せるものであるとしても、とにかく健康の保持は、それらの目標に向かって進むうえに児童を援けるものであることはいうまでもないことである。のみならず、健康を保持しなければ、個人の幸福、社会に対する彼れの経済的価値及び生活それ自体の喜びは消滅してしまうのである⁵⁾。」と述べている。

また、アメリカ教育協会の委員会は、一般教育の対象

として7項目を挙げているが、その第1番目に健康が挙げられていることを指摘している⁶⁾。

本書では、「現代の学校健康プログラムは、診察、看護、歯科診療、体育、健康教授、栄養訓練、学校清潔及び伝染性疾患に対する社会衛生的処理等の多くの根幹的仕事によって児童の健康に大なる寄与をなしているものである⁷⁾」として、アメリカ公衆衛生協会の学校健康問題調査委員会の報告を紹介している。ここには、以下のように健康教育(ⅢC)が位置づけられている。

「学校健康プログラム要目

Ⅰ 健康養護

A 学校の設備衛生

B 伝染性疾患に対する処理

C 検査(身体及び精神)

Ⅱ 疾患の治療矯正

A 学校看護

B 学校診療

C 特別学級

Ⅲ 健康増進

A 教授衛生

B 体育

C 健康教育⁸⁾」

そのうちのⅢC、健康教育については、「健康教育とは、児童をして健康に対する正しい態度、習慣及び十分な知識を体得せしめるうえの訓練及び教示を意味する。現代の健康教育プログラムは、従来の生理衛生とは異って健康習慣の訓練に主力をそそぎ、衛生の原理を健康生活に直接活用することをもって目標としているものである⁹⁾」と概念規定をしている。また、著者は別の箇所、「健康教育の目標は健康に関する習慣、態度及び知識の進歩にあるのである¹⁰⁾」と強調している。

また、アメリカ教育協会の要目によると、健康教育の位置づけは次のごとくである。

「健康と体育

A 健康施設¹¹⁾

1. 健康検査

2. 学級看護及び身体的欠陥の矯正

3. 毎日の健康及び清潔検査

4. 学校の設備衛生

5. 応急処置及び安全

6. 免疫

7. 教授衛生

8. 教職員の健康

B 健康教育

C 体育¹²⁾」

ターナーは健康教育の概念について詳細に論じているので、やや長くなるが、「健康教育の領域」の全文を掲げる。

「広い意味における健康教育とは、健康に関して教えることであるが、この言葉は、一般社会で用いられる場合は、成人に対して保健の観念を注入することを意味しているが、学校においては、種々な意味に用いられている。現今の学校当局者は、学校における健康施設¹³⁾を健康教育に包含することに同意するようなことは殆どないが、それでも時によると体育を除いた総ての保健施設¹⁴⁾を含めて健康教育なる言葉であらわしたり、学校健康プログラムと同義に用いたり、健康教授の範囲に限定したり、甚だしきは体育と同意味に用いたり、或は歯科診療を健康教育プログラムの一部と称したりする教育者がある。

勿論、慣用は結局言葉の意味を決定するものである。しかし、健康教育の分野における各種の活動の定義に関しては、合理的にして且つ広く一般に用いられている用語法に従わなければ、互の仕事を理解するうえに困難である。健康に関して教えるという最も広い意味の健康教育には、次の三つの方面が含まれている。

1. 社会の保健事業に携わる人に対する訓練
2. 一般社会人に対する健康教授
3. 学校における健康教育

1.2.の説明を省略して、3.の学校における健康教育について述べれば、これは児童の健康教育の中でも最も重要な部分であるといえることができる。学校における健康教育は、児童の身体、精神及び情緒の健康に関係を有する習慣、態度及び知識の発達を図る系統的プログラムである。一言にしていえば、それは、学校において児童の健康増進を助成することである。

健康教育のプログラムは、永続的で、学年に応じて漸進的で、且つ進歩的であることを必要とする。即ち、組織的であるうえに系統的であることを要し、決して気紛れ的なものであってはならない。健康教育は、身体の健康と共に精神及び情緒の健康をも対象とし、健康に関する知識のみならず、健康の習慣及び態度をも包含している点に注目すべきである。現今の趨勢は、健康動作¹⁵⁾をもって健康知識よりも一層重要なものと見做すようになってきているが、しかし健全なる健康動作を持続せしめ、また将来健康上の新しい問題に直面せる場合それを満足に解決せしめることを予想するならば、健康知識を授けることは絶対に必要なことでなければならない。次に健康に関する習慣、態度及び知識は、児童自身の多くの経験によって得られるものであることによって、健康教育は教室内での衛生に関する指導の範囲外にも延長するも

のであり、しかして健康と他の学科目との連絡、学校の保健施設¹⁶⁾及び一般の指導プログラムに対する児童の経験をも含むものであることを看過してはならない。ウッド博士は、個人を対象とした健康教育を『個人、社会及び民族の健康に関する習慣、態度及び知識の修得に貢献する学校及びその他における経験の総和¹⁷⁾』と定義した¹⁸⁾。

その他、健康教育の性格について、「健康教育は健康訓練並びに一定の科学的知識を授けることに依存する。これは、幾分教育学的及び心理学的原理を基礎とした技術である。それと同時に、一種の芸術でもある。随って経験のある教員が同じ方法で行っても、誰でも同じ成績をうるものと予期することはできない¹⁹⁾」と述べている。また、「健康教育は本来訓練科目である点において他の多くの学科目と異なっている²⁰⁾。」

次に、本書の原著者C. E.ターナー (Clair Elsmere Turner, 1890. 4. 28~1974. 11. 27) について述べよう²¹⁾。ターナーは、アメリカ合衆国の教育家、衛生学者、健康教育学者であり、タフツ医科歯科大学教授、マサチューセッツ工科大学公衆衛生学教授、学校保健協会会長、世界衛生学会健康部会議長、全米学校保健教育協力会議議長などを歴任した。

英国オックスフォードにおける第6回世界教育連盟会議出席の後、マサチューセッツ工大公衆衛生学教授の職にあったターナーは、財団法人帝国学校衛生会及び社団法人生命保険会社協会の招聘により、1936年(昭和11年)4月20日~5月14日に来日し²²⁾、わが国の健康教育に多大の影響を与えた。ターナー来日の影響について、阿部三玄は、「昭和11年5月ターナー博士の来朝によって当時に於ける教育界は相当の刺激を蒙り健康教育への関心は高まったのであるが、遺憾乍らそれは学校に於ける正課としての軌道に乗るに至らなかった²³⁾」と述べている。また、ターナーは日本視察の印象として、①施設は整っているが、衛生教育の面で遅れている、②虚弱児童には進んでいたが、一般児童には足りない、との感想をもらした²⁴⁾という。ターナーがどのような学校を訪問したか詳かでないが、比較的恵まれた学校であったことは、十分想像される。

本書は、“Principles of Health Education”(1932)²⁵⁾の抄訳である。紙幅の都合で原書と訳書(本書)の構成の対照表は示さないが、どの部分を割愛し、どの部分を全訳するか、わが国における当時の関心を見ることができよう。原書の第1章から第5章までの5章を訳書においては1章にまとめ、第1章「序論」に抄訳している。これらの章は、原書で示せば、Chap. I. The Development of the School Health Program, Chap. II. Health

Education Defined, Chap. III. Public Health and Educational Reasons for Health Education in Schools, Chap. IV. Evidence of the Practicability and Educational Value of Health Education, Chap. V. Health Education and Health Improvement であり、いわば理論篇と考えられる。訳書の第2章～第7章は、原書の Chap. VI～Chap. IX にはほぼ対応している。原書の Chap. XII. Health Education in Junior and Senior High School, Chap. XIII. Source Material, Chap. XIV. The Training of Teachers and Supervisors in Health Education の3章は訳書では全く省略されている。訳書の第8章は原書の Chap. XV. School Health Administration にはほぼ対応している。本文の3章を割愛し、5章を1章に縮約しているにもかかわらず、付録の「健康と体重不足並びに発育との関係」を訳出しているのは興味深い。軍国主義への足音がきこえる昭和11年頃は、体位向上と保健管理に主たる関心があり、今日言うところの保健教育、その中でも地道で時間を要する教員養成や、健康教育の理論的構築などには、わが国であまり関心が持たれていなかったことの反映かも知れない。なお、本書の訳は、原文と対照してみると、意識に過ぎるものや、誤訳と思われるものも散見され、当時の翻訳の水準がうかがわれる。また、ターナーがわが国のこの時代の健康教育に与えた影響は極めて大であることが多くの人々によって指摘されているが、原書の影響と本書（訳書）の影響を区別することは困難である。いずれにしても、本書の訳出は、昭和10年代前半の「健康教育」と銘打った書物が輩出するきっかけとなったであろうことは、十分に推察できよう。

2. 木村貞雄著『体位管理 健康教育の実践』創文社、昭和13年9月28日

構成は、以下のようになっている。

推序 文部省体育課学校衛生掛長 大西永次郎

自序

第1章 学童体位低下の原因

栄養、休養、運動、教授、訓練、思想、経済、其他

第2章 健康教育方針

健康教育の確立、教師の態度、健康道德の確立

第3章 衛生教授

衛生教授方針、衛生教授要目、基礎調査

第4章 教授衛生

学習と衛生、家庭復習

第5章 健康生活訓練

精神訓練、身体訓練、訓練方法

第6章 体育衛生

学校体育の目的、教材と目的、教授上の注意事項、

体育衛生と実践

第7章 設備衛生

救急設備、身体検査用具、運動場設備、運動用具、校舎、健康倫理観の樹立

第8章 身体検査規定改正と趣意

名称変更、目的明示、検査期日、身体検査施行方法

第9章 教授細目

第10章 健康読本（湊尋常高等小学校）

第11章 法規

学校身体検査規定、学校医及幼稚園医令、学校医職務規定、学校歯科医及幼稚園歯科医令、学校歯科医職務規定

本書の自序には、「軌近国民体位向上の肝要が朝野の識者によって唱道せられ、国防上・産業上・乃至皇国発展上焦眉の急務とせらる。（中略）この所謂医師中心又は個人中心の学校衛生は、水平以下の病的虚弱児童を水平にまで引上げるに過ぎない。（中略）愈々壮健者の積極的鍛練と虚弱者の壮健への習性陶冶、換言すれば、個人より団体への健康教育は焦眉の急務と考え、本書は現在私が経営せる学校道実践である²⁶⁾」とある。この木村の考えは、ターナーが、「学校においても、まず児童全般の健康の保持並びに増進について考究し、しかるのち落伍者のために適当な養護施設を講ずるのが至当である²⁷⁾」と軌を一にしている。また、「健康教育の根本は何か、個人の健康生活を支配すべき衛生思想の健全なる発達と、之に伴う実行の指導訓練である。（中略）従来の体育及衛生は外部的衛生改善であって、健康教育というには、物足りなさを感じず²⁸⁾」としている。杉浦守邦が、「ターナーにならって学科を設け、健康教育カリキュラムを編成しようとする代表であった²⁹⁾」と述べるように、本書は、児童と教師の努力を重視し、カリキュラムの系統性をも考慮した、健康教育の実践の書といえよう。

B. 児童社会学会編『健康教育の研究』

児童社会学会編『健康教育の研究』刀江書院 昭和

11年7月1日

構成は、以下のようになっている。

児童の積極的衛生

国民体位の推移と学童の保健問題 岩原 拓

教育としての学校衛生に就て 大西永次郎

教育学上に於ける養護と健康 龍山 義亮

健康教育とは何か 野津 謙

児童の精神衛生に就て 尾崎 豊作

児童生理学の概要	林 操
身体及知能測定の諸問題	
改正身体検査法とその運用	永井 潜
知能測定とその利用	松本彦三郎
少年知能検査に就て	波多野完治
少年の職業指導と健康との関係	鈴木 舜一
児童の健康標準と体力の測定	高田義一郎
学童の保健と体育研究	
児童体育の根本問題	佐々木 等
スポーツの体育的使命	野津 謙
姿勢の教育	堀 秀彦
興味ある学校体育の実際	奥山甚一郎
特別学級の理論と実際	
精神薄弱児童	三宅 鑛一
虚弱児童の本質	吉田 章信
近視及弱視児童	石原 忍
健康増進学級の経営	岩本岩次郎
特別学級の研究	宮内 矯夫
視力保存と弱視学級	尾上圓太郎
難聴児の取扱	石崎 庸
養護学級経営の実際	伊藤 雄治
欧米に於ける特殊児童の取扱	野津 謙
現在に於ける児童の健康状況	
都市児童の健康の不安とその対策	加用 信憲
学校給食の使命	大里 涉三
不具児童の養護と施設	田代 義徳
小児う歯の激増とその対策	岡本 清纓
農村児童結核の暴状とその対策	古屋 芳雄
東北地方に於ける児童の保健問題	海輪 利光
明日の健康教育	
「児童身体の発達」を健全なる国民にまで指導する健康教育の任務	尾高 豊作
強く健やかにするために	市橋善之助
健康教授の学年別配当と教科書に現われたる健康事項の誤謬	野津 謙
学校衛生婦より観たる学校看護	杉野トモエ
学校を対象とする造園計画	井下 清
暗示療法の効用と限界	霜田 静志
性教育とその方法	堀 秀彦
健康童話に就て	上原 太郎
学校教師の結核問題	高田義一郎
児童の健康と学校事故	市川 源三
付録『教育者と両親のための児童医学辞典』	
口絵 スポーツ	畑 正吉
写真 児童養護施設	

本書は、岩原拓、大西永次郎、野津謙等のように学校衛生の行政上の重要な指導者と、心理学者である波多野完治等のような研究者とによって執筆されている。その中でも、4題の論文を執筆し、健康教育の概念について詳しくふれている野津謙の考えを中心に述べていくことにする。

その前に野津謙の当時の略歴を示すことは、彼の健康教育の考え方を理解するのに役立つであろう。

彼は、1931年(昭和6年)に渡米し、ハーバード大学に籍を置き、渡米第2年目に、ターナー教授の指導の下に、学校保健管理と学校保健教育の専門的研究に打ち込んだ。なお、当時、マサチューセッツ州で、実施されつつあった小児結核予防事業にも参加した。1934年(昭和9年)初頭、帰朝までに欧州諸国の健康教育を視察し、帰朝後は、日本最初の都市保健所である京橋区保健館で東京市技師として学校衛生を担当した³⁰⁾。

米国の健康教育に肌身で触れて来た野津は、「健康教育とは何か」で、健康教育とは、「広義に解釈すれば、健康に関して教えることである³¹⁾」と述べ、対象によって3分類³²⁾したターナーの健康教育の定義をあげている。また、学校に於ける健康教育も、「ターナー教授によれば、……児童の身体、精神及び情緒の健康に関係を有する習慣、態度及び知識の発達を図る系統プログラム、換言すれば、学校に於いて児童の健康を増進することであるという³³⁾」として引用している。

野津は、このターナーの健康教育の見地から、「急性伝染病、結核及び乳児死亡、国民の体格及び栄養問題等、公衆衛生の諸問題に就て、甚だ遺憾な点の多い我国の情勢に鑑み³⁴⁾」、日本の健康教育を考へて行くという基本方針を打ち出しているのである。

当時の「甚だ遺憾な」健康問題とは、どのようなものであろうか。野津は、『学校衛生』において、今日的な問題を取りあげている。それをまとめると、①教育そのものについては、偏知教育をとりあげ、文明の進歩と共に、都会では、運動不足、休息不足、外で遊ぶことが不足がちになっていること、②料理が、人工的になり、栄養学上、問題になっていること、③壮丁及び体格検査の結果からも、農村の子どもよりも、都会の子どもの方が、胸囲が小さいという体格の問題をあげている。そして、ただ伝染病の予防という消極的な衛生ではなく、積極的な健康教育を目指さなくてはならないと考えている³⁵⁾。

健康教育の健康とは、「単に肉体的のみならず、精神的、道徳的、社会的の健康を全部包含するもの³⁶⁾」として広くとらえていた。

従って健康教育の目的としては、「第一に考えられる

事は、(一)健康及び健康増進、(二)個人が幸福に、且つ国家に役立つ旺盛なる生活力を保ち得るような生活習慣及び生活方針を築くこと等であるが、第二の目的としては、当然、現在我国公衆衛生の欠陥の矯正、而して真の文明建設でなければならない³⁷⁾となっている。この第一の目的は、『学校衛生』でもとりあげられており、「危急存亡の場合には、生命を投げ出して国家の為に尽すというところまで行くべきであろうと思います。これがまず第一の目的であります³⁸⁾」と述べている。つまり、広い視野から、健康なり健康教育を考えていた野津も、やはり、軍事色のかかった側面は抜け得なかったとみられる。しかし、その一面に、野津の健康教育への努力の全てを包括させてしまうわけにはいかない。むしろ、逆に、その努力の実質の一つ一つを汲み取っていく冷静な吟味が大切であり、そうすることが、我々に健康教育についての新しい視座と展望をも与えてくれよう。

彼は健康教育を大きく、社会からの健康教育と学校での健康教育にわけて考えている。

最初に、社会からの健康教育について述べる。本書の執筆当時、「各府県の衛生技師を予防医学の方面に訓練する所の公衆衛生院³⁹⁾」が設立されつつあり、「公衆衛生院は、主として衛生基礎理論を研究し、且つ教授し、その実際は都市及び農村の保健館にて実施教授する⁴⁰⁾」ことになろうとしていたのである。日本最初の都市保健館は、既に、東京市京橋区に設けられ、野津は、学校衛生部長を務めていたわけである。その実践について、保健館と学校との関りを中心に述べている。

「京橋区にある保健館には、庶務、予防、小児衛生、学校衛生、防疫、社会衛生及び保健指導（家庭訪問を主とする）の七部に分たれ、健康教育は何れの部門にも頗る必要⁴¹⁾」とされ、健康教育の実施には、「教育に多少、理解のある医師⁴²⁾」と、「衛生に興味を有する教師⁴³⁾」とが協力しなければならないとしている。

京橋区保健館では、医師、教育者、社会事業家、保健指導婦らを会員として、「健康教育研究会⁴⁴⁾」を組織し、児童を対象に研究し、活動していたのである。

その方法としては、「講演、新聞、雑誌、ラジオ、童話等色々な方法があるが、展覧会、幻燈、映画、児童劇、紙芝居、人形芝居等の目を通しての教育、即ち、視聴覚教育がより効果が多いとせられている⁴⁵⁾。」

また、社会の結核予防週間には、地域との連絡協調の下に、「教師への結核予防講演、児童への講演、保健館健康教育会作品発表、結核予防ポスターを図書時間に書かせる事、同様作文を作らせること、児童結核調査のための父兄会等⁴⁶⁾」が考えられていた。

保健館の学童相談所でも、児童の自主活動を中心に、栄養教育が実施されているとある。

続いて、学校における健康教育とは、「第一は学校衛生を通じて間接に健康教育を行い、第二は、健康訓練及び直接教授⁴⁷⁾」であり、その担当者は、「第一は、概ね、医師、歯科医、衛生婦の手によって行われ、第二は、教育者によって実施されるもの⁴⁸⁾」とし、勿論、両者の協力を前提としている。

学校衛生を通じて間接に行う健康教育とは文部省規則による定期身体検査及び、学校衛生婦の活動等があげられている。

健康訓練と直接教授には、まず健康訓練、教授の基礎となる健康法則があり、京橋区の場合、「栄養、運動、日光、空気、休息、睡眠、清潔、歯磨等⁴⁹⁾」となっている。

次に「訓練のために、実際に行われている定期事項には、毎朝の健康及び身体検査、時々の姿勢矯正、毎月体重測定、時々の健康調査等⁵⁰⁾」があげられている。

さらに、健康教授については、ターナーの「健康読本」の内容と、東京市学校衛生技師によって定められた教授要目を載せているが、東京市のものについては、如何に実施されるべきかが重大問題だとし、健康教授についての研究が行き届いていないことがうかがえる。現場における教授要目作成は、「児童の身体発育、保健及び健康増進に関係するものであるから、一応は、医師殊に学校衛生の実際に携わる者の専門的立場より触れるべき問題ではあるまいか。理想的には、教育者が、医師、心理学者等と協力して、立案せらるべきものであろう⁵¹⁾。」

また、「健康教授は、教師にその心さえあれば、あらゆる課目に可能⁵²⁾」であるとし、適当な科目としては、修身、読方及び理科をあげ、教科書の調査研究から、「健康は、修身によって体系的に教えられるべきではあるまいか⁵³⁾」としている。

しかし、当時の教科書の内容に甘んじていたわけではなく、それだけでは、不十分として検討を加えている。その例として、「文明の進歩に伴い、交通事故の増加には、安全教育の体系が考えられ、花柳病に就ては、小学校の性教育が問題⁵⁴⁾」になることを述べているが、具体化までには及んでいない。このような健康教授の不足を補うのは、結核等の予防週間や予防デーであるとしている。

対象としては、「健康教育は、特殊学級には、多く利用せらるべきもの⁵⁵⁾」としていることから、一般児童及び特殊児童である。

その他、スポーツ界でも活躍した野津は、「積極的健

健康教育として、児童の体育についても、多大の考慮が払われるべきである⁵⁰⁾」としている。

以上、野津の健康教育は、系譜的には、杉浦守邦が、生徒自治活動として分類し、「病院が母体となったものに聖路加国際病院の支援にかかる京橋児童保健連盟(昭和8)がある⁵¹⁾」と述べているものであると考えられよう。この点については、なお『学校衛生』によれば、聖路加病院に付属していた京橋児童保健連盟は、保健館の設立によって市に移館され、この健康連盟で、健康教育研究会を設立した⁵²⁾とあり、東京市技師であった野津の健康教育との関りがわかる。

本書で、他に目につく構成内容としては、「性教育」や「精神衛生」をも、健康教育のスコープに入れていることである。

「性教育」の原則としては、「一 将来必ず来るべき性生活のための準備教育としての性教育、二 放っておけば誤った考えや行動をおこし易いから、こうした誤ちに陥らないための、或は既に陥った誤ちから救い出すための教育としての性教育⁵³⁾」の二点をあげている。

その方法としては、「児童心理の基礎の上に、その発達段階に応じて、而も、デリケートなテクニックを以て適宜に教えるもの⁶⁰⁾」であるとし、「性の問題は、常に愛情の問題と具体的に結びついている⁶¹⁾」必要を強調しているのである。

『教育学辞典』(岩波書店)での、当時の考え方としては、「性教育は進んで知らしむるよりも退いて弊害を防ぐことを主とし、必要止むを得ざることを話すという消極的態度を取るべきである⁶²⁾」と狭義に解されているのに比べれば、先進的で、今日の考え方と基本的に似ているとみてよいであろう。

「精神衛生」については、知育偏重の教育を批判しながら、「今までの学校教育が、児童身体の発達に留意しないの問題以上に、子供自身の心理的乃至は性格的の発達に対して甚だしく無方針であったことが解る⁶³⁾」ことをあげている。

しかも、「精神訓練とか道徳修養とかいうことが、ゴテゴテと修身の科目に盛られているけれども、児童自身学級生活の社会的関係において、あまりにも一律主義の徳目に支配され過ぎていた⁶⁴⁾」と、当時の修身への批判意識も、もられている。その上で、「子供の身体的健康診断に依ずるばかりでなく、それと密接に関連する個性的に子供の知能程度、学習態度、習慣、性格、感情、行動等について一々親や教師に適切な指導連絡を図る必要がある⁶⁵⁾」とし、所謂「心と身体」とに留意する健康教育を強調しているのである。

本書の内容を2, 3概説的に取り上げたわけであるが、全体としての特徴は、地域社会と学校とのつながりの中で、一般児童及び、特殊児童の健康教育について述べられ、大きな状況的制約はあったものの、当時としては、先覚的だと思われる理論にまでふれられていることであろう。

C. 松江市内中原尋常小『我が校の健康教育』等

1. 松江市内中原尋常小学校『我が校の健康教育』同校 昭和12年11月28日

構成は、以下のようになっている。

第一編 健康教育の理論

第一章 健康教育の意義及び目的

第二章 本校健康教育の基調

第三章 本校健康教育の方針並に体系

第二編 健康教育の基礎

第一章 健康教育と基礎調査

第二章 基礎調査の実際

第三編 健康教育の実際

第一章 健康保持増進の教育

第二章 健康回復の教育

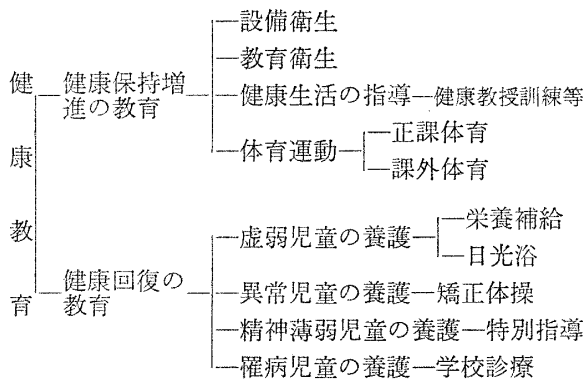
第三章 学校身体検査規定と其の取扱い

本書は、健康教育を考えるにあたってまず教育の目的を「自律的な社会的理想的人格の育成にある⁶⁶⁾」とし「従来健康といえば兎角身体方面のみを考え精神方面が疎かにされ勝ちであった⁶⁷⁾」という反省のもとに、「健康とは身体並に精神の健全なる発育状態を云う⁶⁸⁾」と定義づけている。そして、「健康教育とは児童をして健康理想へ到達せしめんとする教育活動である⁶⁹⁾」ことから、「健康教育の目的は完全なる人格の基礎としての心身の健康を図る⁷⁰⁾」ことにあるとしている。この目的を達成するために、「健康に関する知識を授け児童の日常生活(学校並に家庭社会生活)を通して健康訓練を施し以って自発的に健康の保持増進に努めんとする生活態度を陶冶すること⁷¹⁾」をあげている。

この時期の健康教育実践は、小学校において盛んであったが、本書はとくに「小学校教育の使命と健康教育」と題する節を設け、小学校令第一条の「小学校ハ児童身体ノ発達ニ留意シテ」の「児童身体ノ発達」を「児童心身の発達⁷²⁾」であると批判しつつも、「小学校教育は『児童心身の健全なる発達』を其の第一条件とすべき事が明らかである⁷³⁾」と述べている。そして、健康教育が「小学校に於ける独自の地位⁷⁴⁾」をもつ根拠を「小学校時代の児童は嬰兒期・幼児期に続いて心身の発達が最も旺盛なる時期で此の時期の健康は一生の健否を決定すると

云っても過言ではない。故に児童が先ず健康であることが教育の基本であらねばならぬ。健全なる心身の発達を計りてこそ道徳教育、国民教育の基礎も陶冶せられ生活に必須なる知識技能も授け得られるのである⁷⁹⁾」としている。

本書は、「従来は体育衛生共に夫々の立場に於ては相当努力せられていたが総合的に児童の健康生活を指導する事が不充分ではなかったか⁷⁹⁾」という問題意識のもとに書かれており、体育・衛生の結合・発展したのものとして健康教育を考えている。しかし、単に体育と衛生を並立的に結合しているわけではなく、「健康保持増進の教育」と「健康回復の教育」という側面から、次のような同校の健康教育の体系を示している⁷⁹⁾。



「健康保持増進の教育」は一般児童を対象に、「健康回復の教育」はいわゆる特殊児童を対象にしたものであり、その教育内容として体育・衛生がとりあげられているのである。

まず、「健康回復の教育」は虚弱児童、(身体)異常児童、精神薄弱児童、罹病児童に分類して述べられている。虚弱児童は栄養補給、日光浴などに重点をおき、(身体)異常児童には矯正体操を実施している。また、精神薄弱児童には特別指導を施しており、罹病児童に対してはその診療が主な内容となっている。

次に、「健康保持増進の教育」は設備衛生、教授衛生、健康生活の指導、体育運動の四部門に分けられている。以下、細目をあげると次のようになる。

設備衛生……校地・校舎、机、腰掛及黒板、体育運動設備、衛生設備
教授衛生……学習と疲労、学級編成、各教科と教授衛生、感覚器官と教授衛生
健康生活の指導……健康生活指導細目、健康講話、教育診断、揭示教育、児童作業の指導、児童の服装、課外読物に対する指導、栄養に関する指導、児童自由遊戯の指導、高学年女子の衛生と其の指導、口腔衛生の指導

体育運動……正課体育、課外体育、体育運動の生理衛生

これら4項目のうち、児童に最も深くかかわって実施されたのが健康生活の指導と体育運動である。先に述べた健康教育の目的を達成するための方途としての健康知識の教授と健康訓練の位置づけについて「健康教育は教育であるが故に彼等児童の現実(生活及び健康事実)より健康理想(当為)への指導でなければならぬ。そしてその実相とするところは健康知識の教授であり、健康生活の訓練である⁷⁹⁾」とし、健康教授と健康訓練の関係については、「健康教育はその究極目的が身心の健康にある限り、その指導過程が総て習慣化し生活化する事に依ってのみその目的は達成さるべきものである。従って教授即ち理解の門は同時に訓練即ち実行の門なる関係にあらねばならぬ。即ち健康教授・健康訓練の二部面は一にして一体であるべき指導に於て初めて健康理想へと到達さるべきものである⁷⁹⁾」としている。

健康教育を教育活動のひとつとみなし、その方法論として健康教授、健康訓練を位置づけているのである。そして、従来からある衛生・体育を単に結合したものに健康教育という名称を付したのみではなく、それをさらに発展させ「健康保持増進の教育」と「健康回復の教育」という二段階で捉え直しをはかり、結果的には障害児教育をももり込んだ概念として健康教育を考えている。

2. 琴平尋常高等小学校『本校健康教育ノ概要』同校、昭和12年11月10日

構成は、以下のようになっている。

- 第一章 健康教育ノ方針ト其ノ実践体系
- 第二章 環境ノ健康的整備
- 第三章 児童生活ノ健康的指導
- 第四章 健康調査ト其ノ対策
- 第五章 家庭及ビ社会トノ提携
- 第六章 関係職員ノ協力ト健康的示範
- 第七章 健康教育ノ行事予定

本書も、健康教育を健康保持・増進、回復の立場から捉え、「児童生活ノ健康的指導」に重点をおいている。その細目は、「一般教授ノ健康化(教授衛生)、健康教授ノ組織化(健康知識ノ啓培)、健康生活の訓練化(健康習慣ノ馴致)、体育運動ノ合理化⁸⁰⁾」となっている。

中原尋常小学校では、健康回復の教育は障害児を対象とした教育であったが、琴平尋常高等小学校では、一般児童対象の身体検査と健康相談がその内容となっている点が異なっている。

3. 武立清『健康教育経営の実際』明治図書 昭和14年2月15日

構成は、以下のようになっている。

第一編 健康教育経営論

第一章 国民体位の現状概観

第二章 健康教育論

第二編 健康教育経営の実際

第一章 健康的環境調査

第二章 児童身体の研究

第三章 健康的知見の啓培実践

第四章 学校体育実践

第五章 姿勢教育の実践

第六章 保健部の活動

第七章 身体虚弱並に異常児教育の実践

第八章 学校給食の実践

第九章 健康教育と学級経営の実際

第十章 健康教育経営上の諸問題

武立は、自身の序で次のように述べている。

「由来健康教育は衛生衛生とやかましく言って病氣恐怖症に陥らせたり、又治療医学の立場から学校の設備を病院化せんとするものではない、国民体位の向上と強化を計らんとする積極的な研究と実践と体系づけを以て質的にも精神的にもより強度な健康を目標とするものである⁸¹⁾。」

また、「健康教育は字義より分解して之を考うれば健康は消極的方面に於ては医師の範囲に多く属し、積極的方面に於ける国家に役立つ旺盛な生活力や生活習慣を築き、社会的道徳的にその能力を発揮し、真の文明の建設に努めるといふ方面から言えば教育者たる教師の仕事である⁸²⁾」とも述べている。このように、積極的な健康増進を目的とするところに学校における健康教育の存立意義を認めているのである。そのことは、健康教育と学校衛生との相違に関する記述にさらに明確に表われている。しかし、それは体育ともまた異なっているのである。少し長いが、その箇所を引用しておこう。

「従来の学校衛生と体育に就いて考える時健康教育が企画する所のものと幾分相違を発見するのである、即ち学校衛生は消極的であるが、健康教育は積極的で学校衛生を含んだ広い範囲のものである。而して学校衛生は従来主として医師や看護婦の中心的活動であったが、健康教育は学校が健康のプログラムを教育的に体系立てて学校が中心となり教師及医師が協力一致して教育活動にあたるのでこの点余程学校衛生とは教育方策が異なるのである。

次に健康教育と体育に就いて考える時、教育目的としての体育は児童生徒の完全なる身体の育成を企図し之を助成して初めて児童生徒の具有する文化的内容を伸展拡

充して意義付けるのであるという事は自明の理である、現在学校体操の配当授業時間は小学校、女学校では一週三時間である、この三時間の配当時間によって果して其の目的企図に対して満足なる結果が得られようか……健康教育に於ては従来の体育が局部的動きであったのに対して之は全く全体的な活動であって、他の教科と対立的に存在するものではなく軌を一にしていって只体育が積極的活動が多いというだけで、他教科に於ける凡ゆる機会を通じて行われる健康的訓練と相協力し文明の創造、文化の建設に役立つ身体的、精神的、道徳的、社会的の陶冶を行うのである。

かく健康教育は健康の保護増進、国家及個人の旺盛なる生活力と健康的習慣を築き以て文化建設に価値ある人を育成するにある⁸³⁾。」

以上のように、従来からある学校衛生、体育には含まれなかった教育的意図を含んだ概念として健康教育を用いているのである。

4. 横田初治『健康教育の理論と実際』明治図書、昭和13年9月27日

構成は、以下のようになっている。

第一編 総論

第一章 健康教育の意義

第二章 健康教育の必要

第三章 健康教育の指導目標

第四章 健康教育の方針

第五章 健康教育の方法

第二編 健康教育の基礎調査とその運用

第一章 学校身体検査

第二章 生理的機能検査

第三章 体力検査

第四章 児童身心の概要とその指導方針

第三編 健康教育の実際

第一章 衛生教授並訓練

第二章 体育運動の摘要

第三章 特別児童の救済並矯正

第四章 学校給食

本書は、健康教育は社会や家庭においても行われなければならないとしたうえで、学校における健康教育について述べている。しばしば、健康教育が誤まった方向にむかっており、「甚だしきは健康教育は歯磨訓練なりと解しているかの様な者がある⁸⁴⁾」と現状批判をし、健康教育は「健康度を高めることを目標とした生活指導⁸⁵⁾」であると定義づけている。さらにつづけて、「健康教育という特別の教育があるわけではない。日常教育に於て学童全体の健康を保護増進することである。換言すれば

教育の全面に於て体育運動は固より保健衛生的方面を特に重視することである⁸⁶⁾」とあり、「要するに学校に於ける健康教育とは児童の身体精神（知情意）の健康に係る有する知識態度習慣の涵養発達を図る系統プログラム（あらゆる意図）である⁸⁷⁾」と、健康教育を広い範囲で捉えている。その方法論としては、やはり健康に関する知識の教授と訓練が重視されているのである。すなわち「健康教育の徹底を期するには、一般教育の原則に従い、知識の啓培たる衛生教授と実行を指導すべき衛生訓練の両方面から進まなければならない⁸⁸⁾。」

さらに、本書において特筆すべきことは、国定教科書批判を行っていることである。

「現今、小学校教育の実際に徴するに、国定教科書に現われたる衛生の教材は全教科を通じその出現の頻度に於て、必ずしも僅少であるといわれないがその多くは部分的断片的でその間一定の連絡がない⁸⁹⁾。」

このような理由から、健康に関する知識教授のための衛生科の独立を主張していることは注目すべき点である。

5. 木村吉三郎編『懸賞論文健康教育研究』北津軽郡教育会、昭和12年5月25日

本書は、尋常小、尋常高等小の訓導ら10人の健康教育研究を集めたものである。

青森出身の医博阿部竹之助は、この北津軽郡の地について「衛生の角度から見て……四十年の昔と殆ど大差なきを見聞するし、或る生徒の家庭に入って見ると全く太古の穴居時代の生活を営み、衛生もヘチマもあつたものではない⁹⁰⁾」と評し、せめて全国の水準にまで向上させる必要がある旨を述べている。当時の衛生状態がしのばれ、この地で本書がだされたことは意義深い。

また、木村自身の序には、当時文部省が国民体位の向上、発達のために具体的施設を実現しつつあつたこと、米国ターナー博士の来日とこの懸賞論文の募集が偶然一致したことが述べられており⁹¹⁾、国家の政策やターナーの来日が本書中の論文に多大な影響を及ぼしていることがうかがわれる。

D. 岡山県師範学校附属小『健康教育の精神と其の実践』等

1. 岡山県師範学校附属小学校『健康教育の精神と其の実践』同校、昭和12年11月15日

構成は、以下のようになっている。

第一編 健康教育の基礎

第一章 学校体育の基礎

第一節 児童体育生活の調査

第二章 学校衛生の基礎

第一節 身体検査の本義

第二節 児童の身体異常

第三節 児童衛生生活の実状

第二編 健康教育の実際

第一章 学校体育の実際

第一節 体育の施設

第二節 体育の方法

第三節 体育の体系

第二章 学校衛生の実際

第一節 衛生指導施設

第二節 衛生教育材料

第三節 職員内規

第三編 健康教育の精神

第一章 健康教育の現状

第一節 健康教育強調の基因

第二節 我国健康教育の検討

第二章 健康教育の意義

第一節 健康教育の概念

第二節 学校体育の特質

第三節 学校体育の本義

第三章 健康教育の経営

第一節 健康教育の領域

第二節 教育経営の基準

本書も、国民体位の低下を問題にしており、次のように述べて「健康教育の効果未だ挙らざる⁹²⁾」と、その貧困さを論じている。

「学校身体検査、壮丁身体検査並に諸種の統計より考察するに我が国民の体位は寧ろ低下の状態にある。詳言すれば体位の要素たる体格、体質、体力の三者中我が国民は其の体格体力に於ては必ずしも低下したとは断じ難きも其の体質は確かに悪化している。即ち日本人は短命にして結核死亡者特に青年期に於ける結核死亡者が多いこと。壮丁検査の丙丁種が増加し然もそれは近視、筋骨薄弱、胸部疾患に基く増加なること。学校身体検査に於て近視、齲歯、虚弱児の増加せること等によりて之を十分証明し得るのである⁹³⁾。」

健康教育の効果があがらない理由のひとつとして、その概念の不明をとりあげている。

「わが国の現状を見るに体育方法としての体操、競技、遊戯などは可成り行われているが其の根底に正しき体育概念又は正しき健康教育の概念が存在しているであろうか。現代体育の一大欠陥は此の体育概念曖昧にして曖昧なる体育概念によりてなざる似而非体育に存する。実に体育を邪道に陥らしむるものは此の基本概念の不明で

ある。今日我々に与えられたる急務は先ず顧みて『健康教育又は体育』そのものの根本概念を明確にし其の確認されたる体育の本義に則りて其の正道を歩むにあると信ずる⁹⁴⁾。」

このような問題意識のもとに、ヘルバルト以来の教育学者は「体育を久しく教育学研究の領域外に放置⁹⁵⁾」してきたとして、次のように健康教育の概念を捉えている。

「健康教育は単なる身体教育ではない。身体を通して行い全人教育であって其の特質とする所は身体を通して行われ健康の保持増進を直接目的としているという事である。而して体育運動のみならず体育衛生をも含む広義の体育も身体を通して行われる全人教育であるから正しき健康教育は広義の体育と全く同義である⁹⁶⁾。」

広義体育 = { 積極的昂進 = 体育運動 (狭義体育)
(健康教育) = { 消極的保持 = 体育衛生 (学校衛生)⁹⁷⁾

目次の配列あるいはこれらの記述から、健康教育を従来の体育および衛生の結合した概念と考え、体育・衛生の両者にはほとんど同様の比重をおいている。

対象児童は、大部分が一般児童であり、虚弱児童に対しては日光浴や肝油服用などについて若干ふれられている程度である。

学校衛生の領域では、衛生訓練が特に重視されており、衛生訓練の目標は次の通りである⁹⁸⁾。

- (1) 日常生活に関する適確なる衛生的知識を授くべきである。
- (2) 児童が各自の生活を自ら衛生的に反省考察批判するの精神的態度馴致に努むべきである。
- (3) 児童自ら自己の生活を衛生的に高めんとする精神的態度の養成に努むべきである。
- (4) 衛生訓練をなすに当っては単純強化をはかるべきである。
- (5) 衛生訓練は児童生活の衛生的事項に即しての具体的指導でなくてはならぬ。
- (6) 基礎調査に基き特に洗足、剪爪、就寝前の歯磨、皮膚鍛練、混食、咀嚼等に訓練の重点を置くべきである。

2. 香川県女子師範学校附属小学校「本校健康教育概要」

同校、昭和12年9月20日

構成は、以下のようになっている。

第一編 本校の衛生教育

第一章 本校健康教育方針と其の実践体系

第二章 本校児童健康状況

第三章 本校の衛生教育

第二編 本校の課外体育運動

第一章 課外体育運動実施の方針

第二章 一般的課外運動

第三章 特殊的課外運動

本書も、やはり健康教育を衛生と体育の結合したものとして考えている。ここでは、「衛生教育」という名称を使用しているが、「衛生教育」の名称を使用した意味については特に言及されていない。なお、衛生教育の内容としては児童環境の健康的整備、児童生活の衛生化（一般教授の健康化、衛生教授の徹底、生活の健康的訓練）、家庭との協同が含まれている。

3. 青森県新町尋常小学校『児童の健康教育』東文館、昭和12年10月7日

構成は、以下のようになっている。

一 本校体育の目標

二 本校体育施設方針

三 体育指導要綱

四 積極的方面

五 消極的方面

六 養護学級

七 本校に於ける体育施設

(以下省略)

本書も、体育と衛生を合わせたものを健康教育と呼んでいるが、表題と序に健康教育の名称がでてくるのみである。内容は、体育に重点がおかれ、体育の消極的方面として「養護」がとりあげられているに過ぎない。養護の方針は「体育的施設と相俟って児童の健康を増進し衛生上の知識を授くと共に自覚的に健康増進をせんとする意志の陶冶をなす⁹⁹⁾」となっている。

E. 碓氷郡安中尋常小『健康教育学級経営概要』等

1. 碓氷郡安中尋常小学校『健康教育学級経営概要』同校、昭和12年10月20日

構成は、以下のようになっている。

一 健康教育学級経営の原理

二 経営の目的

三 経営の方針

四 学級編制

五 設備

六 経営の実際

七 児童一覧表

健康教育学級とは、「身体虚弱児童に対し其の原因を探求し、各種の保護施設により之が除去矯正に努め、更に合理的な鍛練方法に訴えて、積極的に健康増進を図り、併せて自強自練の態度を養う¹⁰⁰⁾」という目的のもとに、各学年のなかにつくられた特別学級を指す。した

がって、ここで使われている健康教育は身体虚弱児という特殊児童を対象とした概念に限定されている。

健康教育学級の経営方針として、以下の八項目があげられている¹⁰¹⁾。

- (1) 医学的養護に依倚するは勿論なるも、日光と土と空気に親しむ自然的、積極的養護を重視する。
- (2) 学習と衛生訓練とが一如一体、学校生活すべてを増進生活たらしめる。
- (3) 身体虚弱と精神薄弱との関係に深く留意し、肉体の増健と共に精神の強化に努める。
- (4) 学級の性質上、消極的退嬰的に陥り易き故、常に児童の心意の明朗暢揚に努める。
- (5) 効果を絶対に信頼せしめ精神的安靖感を与える様努める。
- (6) 各児童の身体的特質を究め、之に適應する養護を施し、特に栄養・休養・運動の三者の配分を適切たらしめる。
- (7) 家庭との連絡を緊密にし、保健衛生に関する正しき観念を与え、学校と協力して実績の向上に努めしめる。
- (8) 健康教育要目を設定し、系統的衛生訓練の徹底を期す。

教育方法の面からみれば、一般児童と同様に、衛生訓練重視の傾向がみられ、この健康教育学級では、特別の時間割を組み衛生訓練時間を特設している。

2. 宮田直次郎『施設経営実践健康教育』明治図書、昭和11年5月10日

構成は、次のようになっている。

- 第一章 健康教育と身体虚弱児童
- 第二章 健康教育と其の施設
- 第三章 健康教育と教師
- 第四章 健康教育と情操陶冶
- 第五章 健康教育と学校体操並に精神衛生
- 第六章 健康学級経営の実際
- 第七章 健康教育と其の中心機関
- 第八章 栄養の問題
- 第九章 公衆衛生及性教育
- 第十章 教養の結果の概況に就て

本書は、宮田直次郎が横浜市の間門小学校での実践を記述したもので、「主として比較的体弱き学童の健康教育を述べ且つ一般健康児の健康教育に就いて留意すべき教育技術をも併せて述べた¹⁰²⁾」とあるとおり、健康教育の重点が身体虚弱児におかれていたが、健康教育の概念自体は対象児童を身体虚弱児のみに限定して用いたわけではなかった。しかし、実質的には、「身体的後位児童

¹⁰³⁾」を集めて臨海学級を設置するなど、健康教育イコール虚弱児教育の感はまぬがれない。「社会の進歩と共に其の生活も益々複雑多岐に亘り人々の心身の保護と其の生長が要求せらるるにつれ、心身にハンデイキャップを持った児童に対する特別奉仕の要求も亦拡大せられねばならぬことを了解した公衆の真摯なる要望に依って特殊教育が様々の方面にその発展を見せている¹⁰⁴⁾」といった当時の社会の趨勢にのっとり、特殊教育を一般の学校内で推進していくために、身体的な意味でかかわりの深い健康教育という新しい概念の中に包含する傾向を示したといえよう。

F. 富岡尋常高等小『健康教育と其の施設』

富岡尋常高等小学校『健康教育と其の施設』同校、

昭和12年10月8日

構成は、以下のようになっている。

- 一 児童一日の生活（健康訓練要目）
- 二 児童生活調査
- 三 教授衛生
- 四 本校体育の態度
- 五 健康的教室経営
- 六 養護施設
- 七 職員の健康状況
- 八 衛生室と設備
- 九 看護統計と取扱
- 〇 伝染病児童と取扱
- 二 虚弱児童

本書は、健康教育をひじょうに広い範囲で捉えており、「健康教育は単に体操や運動競技だけではなく、学校衛生も、栄養も、教科の学習も、乃至は家庭生活も、社会生活も、それは児童の生活全野に亘る問題であって、唯児童の全教育を、健康の角度から眺めた¹⁰⁵⁾」ものであるとし、児童生活調査項目も疾病、睡眠、運動、栄養、遊び、学習など生活の全範囲にわたっている。

この昭和10年代の時期は、各地で施設整備に力が入られ、施設そのものが一種の教育力を持つ、すなわち施設の存在が衛生思想の普及に役立つという考え方があった。したがって、健康教育はまず施設の整備から始まり、結局整備の段階で事足りりとする学校もあったようである。この富岡尋常高等小学校でも、養護施設が重視されている。つまり、生活全般にわたって養護施設を教育的に使用することによって健康に関する指導を行っていくとするものである。

なお、この時期に使われた施設という言葉は必ずしも物理的環境をさすのみではなく、寄生虫駆除や歯科衛生

などの健康管理や行事なども含めて施設という言葉を使用していた場合もある。これは、C. E. ターナー著の「健康教育原論」(高橋喜一訳, 昭和11年)の中で、原書では health activities¹⁰⁶⁾あるいは health services¹⁰⁷⁾となっているところを「健康施設^{108), 109)}」と翻訳していることからもうかがえる。

いずれにしても、児童の学校生活全般を施設を利用して管理・教育していこうとする傾向がみられる。そのことを顕著に示すのが本書であろう。

G. 中尾勇『健康教育の基準』

中尾勇『健康教育の基準』賢文館, 昭和14年6月15日

構成は、以下のようになっている。

序

—<経営の原理>—

第一章 健康教育の提唱

- 第一節 健康教育提唱の原因
- 第二節 我が国民体位の現状
- 第三節 健康教育の課題

第二章 健康教育の実践原理

- 第一節 健康教育の意義
- 第二節 健康教育の目的
- 第三節 健康の規準
- 第四節 健康教育は教科か原理か

—<経営の基調>—

第三章 児童の成長発育

- 第一節 児童の発育
- 第二節 季節の発育に及ぼす影響
- 第三節 発育に於ける都会と田舎

第四章 健康教育の基調としての検査及調査

- 第一節 健康基本調査
- 第二節 身体検査
- 第三節 体力測定
- 第四節 月次体重測定
- 第五節 基の他の調査

—<経営の実際>—

第五章 保健的設備の規準

- 第一節 校地及校舎
- 第二節 運動場
- 第三節 屋内体操場
- 第四節 保健室
- 第五節 机・腰掛の規準及適合配給

第六章 鍛練の施設とその指導

- 第一節 健康と鍛練

第二節 正課の体操

第三節 課外運動

第四節 団体訓練

第五節 遠足及旅行

第六節 臨海教育

第七節 其の他の施設

第七章 養護衛生的施設とその指導

第一節 学習と衛生

第二節 児童の栄養

第三節 学校給食及弁当の指導

第四節 偏食とその矯正指導

第五節 要養護児童とその対策

第六節 校内の清掃方法

第七節 衣服の衛生

第八節 日々の衛生訓練

第八章 健康教授及健康訓練

第一節 健康教授及健康訓練の機会

第二節 健康教授の新法

第三節 季節的国民的行事と健康訓練

第四節 健康訓練指導細目

結語

—健康教育経営上の要諦—

まず、健康教育の提唱の原因について述べているが、これは、序とかなり重なる内容であり、執筆の動機とも思われる部分であろう。

第一は、国民体位向上運動がおこっていること。この運動は、「一大国策運動にまで発展し、遂に厚生省の誕生を見た所である¹¹⁰⁾。」更に、「支那事変の勃発と共に、人的資源の整備拡充が一層要求せられることになり、…児童の体位向上の問題は今日に於ける緊要の問題となったのである¹¹¹⁾。」

第二は、児童に課業の負担過重を招来している偏知教育である。「教室学習の智的教科を減少し、身体修練による健康増進の問題が今日の重要事¹¹²⁾」となっていることをあげている。

第三は、体育、学校衛生、養護が、「分科した系統の下に、夫々の道を歩んだ為に、今や全機構に再検討を加へ、等しく児童生徒の健康増進という目標に向って再建設の必要が感ぜられつつある。そして各々は互に相提携して本来の目的に進むことが要求されるのである¹¹³⁾。」

第四は、「従来健康教育の問題は、……特殊児童の特殊の取扱いがその重要な部面の如く解されていたが、今日の問題は全校児童を対象とした、全般的なる問題であり、消極的な回復よりも、むしろ積極的な増進にその問題は存するのではないかと思う。……全般の児童を対象

とした体練的施設こそ正に今日の課題である¹¹⁴⁾」という点である。

これら四点を踏まえて、健康教育の課題について述べている。

「単なる、体育の問題、衛生の問題、乃至は栄養の問題ではなくて、国民教育の原理より割出され、学校教育という立場を忘れぬ解決方法¹¹⁵⁾」こそが、健康教育の課題であるとしている。そして、「健康教育の問題こそは、国家百年の大計であり、所謂長期建設なのである。一時の思想や、物真似的施設で糊塗さる可きものではない。国家の理想に鑑み、時勢の要求に立脚し、更に児童の現状を凝視して、その実践方途を樹立す可きである¹¹⁶⁾」と述べ、健康教育の問題を考察するための核心についてふれていると思われる。

このように、健康教育の概念は、学校教育や国民教育という立場から設定されなければならないと中尾は考えていたのであるが、現状では、健康教育の概念が、種々あり、狭義に解されているとして、その概念の混乱をあげているのである¹¹⁷⁾。そこで、類語の概念と健康教育の概念との違いを論じ、健康教育の真意義を打ち建てようとしていたのである。

まず養護と健康教育との関係であるが、養護は、「教育の作用を三つに分けて、教授・訓練・養護となし、養護は専ら身体に関する方面と限定されたのは、ヘルバルト教育学の伝承である。即ち児童身体の成長に発達を助け、以て精神の健全なる発達の基礎を作ること、之を二つに分けて、消極的には身体の健康と発育に障害となるものを除去し、積極的に遊戯・運動・競技を行う学校体操を示す¹¹⁸⁾」というのが定義であったが、実際には、特殊の取扱いの要求される児童への手段であるかのように狭義に解されていると述べている。その例として、昭和12年の改正身体検査法の「要養護」をあげている¹¹⁹⁾。

健康教育の問題を、広く学校教育全般の問題としていた中尾は、新しく健康教育という語の必要性を主張しているのである。

学校衛生との関係はどうであろうか。学校衛生は、予防医学を基礎とし、「教育衛生とも言われて、教育が行われる為に必要な保健衛生一切の事項を研究し、又は実行せんとする仕事¹²⁰⁾」で、広範囲な内容であるとしているが、「所謂教育としての学校衛生はどこまでも衛生であって、そこに如何に意義内容を敷衍すとも、尽し得ざる部面があり、新しき概念たる健康教育が必要とされるのである¹²¹⁾」と述べている。

つまり、「健康教育は一面健康保全の消極的な部面と共に、更に積極的な体育方面¹²²⁾」も必要であると考えて

いたわけである。

体育と健康教育との関係についてもふれている。体育は、身体修練の方面を指す広い概念であり、積極的な身体運動から、消極的な生理衛生を示すものであるとし、「学校経営の用語として、従来の養護では消極的に響くからというので、教授・訓練・体育と並べて、教育の三作用を言い表わすようになった¹²³⁾」と述べている。しかし、当時の体育についての問題は、「体操は……もともと児童の健康増進の為になされた當為が、技に走ったり、精神的訓練の具に供されたり、又記録向上の為に使われたりして、本来の途より稍々もするとはずれるような懸念があり、現在そんな弊も実際表われていた¹²⁴⁾。」従って、積極的な「体育は健康教育の中核¹²⁵⁾」でなければならないが、改めて健康教育を称えようとしているわけである。

以上の類語の概念と健康教育の概念を検討した上で、中尾は、健康教育の概念の結論を次のように広い意味として導き出しているのである。「健康教育とは一般児童を対象として、積極的に鍛練をなし、身体の諸機能を増進するところの体育運動と、更に児童は個々にその身体的状況を異にするものであるから、その身体状況に合するが如き、個的考慮に基づく学校衛生がその内容となり、その方法は或は教授により健康知識を開発し、訓練によって生活の指導と良習慣の保持をなさしめることこそ、健康教育の真意義なりと解するものである¹²⁶⁾。」

次に健康教育の目的は、「学校を圍繞する風土の環境条件や、児童の成長の度合、家庭生活程度、学校の設備や状況によって打建てられる可きもの¹²⁷⁾」とし、「第一健康の増進、第二健康の保持、第三健康の回復¹²⁸⁾」の三点をあげている。

その中でも、健康は、「外部的条件に対する順応力¹²⁹⁾」と考えていた中尾は、「何ともいっても健康教育は体育中心で……健康増進の途である¹³⁰⁾」として、身体と精神を積極的に鍛練することを第一に強調している。

目的として、「個的考慮」もあげている。これは、それぞれの児童に合った教育的配慮を指し、個々の児童を対象とした調査や検査が基礎となるとしている¹³¹⁾。

さらに、健康知識を大切とはしながらも、目的としては、「生活訓練の問題と関係付けて、行事教育を実践しつつ、知識の付与をなし、又実践的訓練を施して、生活にまで陶冶することが肝要である¹³²⁾」と述べ、訓練の一貫として知識を与え、実践面を重視しているのである。

健康知識については、「健康教育は教科か原理か」という議論を行っている。

中尾は、原理であると考えているわけであるが、その

理由としては次のようにまとめられる。①ターナーの影響によって、健康知識が強調される傾向があるが、我が国では、研究が不十分である。②知識重視の教育制度では、これ以上教科を増やすことによって、児童の負担が増え、健康教育の主旨に反する。まず、既存の教科（修身科、理科、家事科等）の中で教える方がよいであろうということ。③健康教育は、生活陶冶の問題であるから、実践的訓練と共に学校教育全般を通して知識を与える方がよい¹³³⁾。

そして、健康教育が原理であると結論付けている。「健康教育の立場は教科目としての立場より広い概念に立ち、教育の一方法と見なければならぬ。即ち小学校の目的に鑑み、健康という道を通し、『健』という価値を追求する事によって、よき日本人となり得るという立場である。従って健康教育の目指す所は、或は教授により或は訓練により、或は養護によって、それを達成し得るものである。又、逆にすべての教育作用にこの『興健』という一つの立場が確立されなければならぬ。ここに『興健』とは真の健康を得る途なのである。心身一如、身即心なる個人的・国家・歴史的にある人が真の健康である為のその対策を指すのである¹³⁴⁾。」

以上、中尾の健康教育の概念について取り上げたが、実践内容は、どの様なものであろうか。

構成に示したように、それぞれの児童に、「個的考慮」を行うための健康教育の基礎調査や検査、保健的設備の規準、鍛練的施設とその指導、養護衛生的施設とその指導、健康教授と健康訓練があげられる。ここでいう施設とは、物的なものだけに限らず service 的な意味合いがあり、単に物的なものには、設備と言っているとみなせよう。

本書は、当時、教育界に影響力のあったといわれる広島高等師範訓導の立場から、第Ⅱ章でもふれたように、当時の健康教育の概念の混乱を指摘し、健康教育の概念を理論的にまとめた上で、健康教育経営の基準について述べたものである。

実践面では、体育や、訓練をやや強調した形をとっているが、教育全体の中に健康を考慮して行こうとする意図が汲みとれる書である。また、単に流行の教育思潮にとらわれることなく、長期的に現実を見つめながら、健康教育を打ち立てようとしている面は、注目に値するであろう。

Ⅳ. まとめと課題

筆者らは、健康教育や健康教育学の概念や領域に関する

検討を続けてきているが¹¹⁾²⁾、そこで検討の対象としたのは、第2次大戦後の健康教育の概念であった。しかしながら、健康教育という語は第2次世界大戦前にも用いられており、ことばがあるからには、それに対応する概念も戦前に遡れるはずである。そこで、表題に「健康教育」の名称が用いられている文献を、国立教育研究所付属図書館編『明治以降 教育文献総合目録』等で検索することにより、表1の15編の文献を得た。これらはすべて昭和11～14年の短い時期に集中しており、この時代が健康教育にとってひとつのエポックであったことがわかる。本論文においては、既述の如くこの時期（昭和10年代前半）の健康教育の概念について検討した。表1の史料の中には、健康教育の概念や定義について明確になされていないものも多く、概念の分類は困難であるが、ターナー³⁾、鈴木止⁴⁾、竹村一⁵⁾、中尾勇⁶⁾、大西永次郎⁷⁾による分類をも参考にして、やや強引ではあるが、当時の健康教育の概念について筆者らは以下のような分類を暫定的に行った(表2参照)。

1. 健康保持・増進・回復の教育だと考えるもの、特に、健康教授・健康訓練を強調している。
 2. 多少、教育的側面を考えているにしても旧来の学校衛生や学校体育に近いと考えているもの
 3. 病虚弱児など特別な対象に対する面が強調されているもの
 4. 以上の1～3と部分的にかかわるが、施設整備が強調されているもの
- やや強引に1～4に第1次対象資料の15編を分類すると、以下ようになる。但し、○内の数字は表1の史料番号を示す。

表2 暫定的分類

1.	①, ③, ④, ⑨, ⑪, ⑫, ⑬, ⑭, ⑮
2.	⑤, ⑥, ⑩
3.	②, ⑧
4.	⑦

ここで「1」には、ターナーらの考えが文部省、帝国学校衛生会などにより積極的に導入されたことの影響を受けた当時の新しい健康教育とも言うべき流れが含まれ、「2」の流れは、旧来の学校衛生と学校体育の枠の中で健康教育を考えようというものであり、「3」の流れは、旧来の狭義の養護的側面が強調されているものであり、「4」は、これらとはやや次元の違う角度からの分類である。特に「1」が数多いことの意味や、それらはらんでいた可能性の探究は、今後の重要な課題である。

今回は時間の制約もあり、題名に「健康教育」という

語が用いられている史料に限定したが、将来は、「衛生教育」、「保健教育」などの類似概念・類似語との関連をも検討すべきであろう。

既述のように、ターナー等の提唱したアメリカ合衆国の健康教育運動とその成果が、この時期のわが国の健康教育に大きな影響を与えたことが指摘されているが⁹⁾、それが教育実践として、どの程度実質化されたかは明らかでない。この健康教育の理念と実践との乖離について明らかにすることは、困難ではあるが重要な課題といえよう。また、昭和10年代前半の健康教育ブームを評価し、それが、第2次大戦の開戦へと向かう時代状況、戦時下の教育状況の中で、どのように変容したかをたどることは、昭和10年代前半、第2次大戦後に次ぐ(第3次)健康教育ブームとも言える現在における健康教育のあり方を考える上で、大きな示唆と教訓を与えるであろう。わが国における昭和10年代前半の健康教育の中では「国民体位向上の肝要が朝野の識者によって唱道せられ、国防上・産業上・乃至皇国発展上焦眉の急務とせる⁹⁾」状況があった。したがって、日本固有の軍国化への状況には批判の眼を向けねばならない。しかしながら、ターナーの「健康教育原論」の中にも、軍隊の例などがみられ¹⁰⁾、当時における軍隊の存在がポピュラーであったことをうかがわせる。この点をふまえた上での当時の日本の健康教育の評価は、今後の比較健康教育の課題である。そのためにも、まずは第一歩として、当時の具体的健康教育実践のひとつひとつを冷静に評価することが重要であろう。

最後に、今後の課題としては、今回明らかにした昭和10年代前半の概念と戦後の概念との関連や、健康教育という語の使用や概念が、更に年代を遡ることができるか、過去の教育上での「健康」の扱われ方についても、検討する必要があることを指摘しておきたい。

謝 辞

本研究の遂行にあたって、史料の整理、検討等にご協力をいただいた当研究室の川畑徹朗氏、黒羽弥生氏に深謝いたします。また、史料の選定をはじめ、広く教育史一般の方法論等についてひとかたならぬご教示をいただいた聖心女子大学講師北村和夫氏に深謝いたします。

注・引用文献

第I章

- 1) 最近の主な概念規定についてはⅣ章の注2)を参照のこと。
- 2) 柴若光昭, 田辺信太郎, 黒羽弥生, 畑栄一, 家田重晴, 高橋浩之, 川畑徹朗, 高石昌弘 1983 「健康教育学『構造』に関する計量的研究」『東京大学教育学部紀要』第22巻, 93-128頁。

- 3) 阿部三亥 1950 「学校における健康指導」(東京教育大学教育学研究室編『教育大学講座 第二十七巻 保健体育』) 金子書房, 118頁。
- 4) 重田定正 1960 「健康教育の沿革・現状と問題」(日本体育学会編『保健・体育学講座Ⅳ 保健学Ⅱ』) 体育の科学社, 410頁。
- 5) 小倉学 1967 『養護教諭——その専門性と機能——』東山書房, 27頁。
- 6) 同上, 39頁。
- 7) 同上, 41頁。
- 8) 同上, 42頁。
- 9) 同上, 42頁。
- 10) 日本学校保健会編 1973 『学校保健百年史』第一法規, 140頁。
- 11) 森昭三 1974 「わが国における保健科教育研究の動向」(小倉学編著『現代保健科教育法』) 大修館書店, 310頁。
- 12) 佐守信男 1981 「学校保健のしくみとその移りかわり」(吉田瑩一郎, 武田真太郎編著『保健教育と保健管理』) ぎょうせい, 30頁。
- 13) 小野冽子 1969 「戦前における『教育的学校衛生』の成立過程について」『学校保健研究』第11巻12号, 559頁。
- 14) 同上, 559頁。
- 15) 数見隆生 1975 「日本学校保健史にみる諸問題(その2)」『わが国』第5号, 14頁。同 1980 『教育としての学校保健』青木書店, 27頁。
- 16) 森本稔 1971 「昭和前期の学校衛生(1926年~1945年)」『天理大学学报』第10巻, 23頁。
- 17) 大西永次郎 1940 『学校体育と学校衛生』保健衛生協会。
- 18) 竹村一 1959 『健康教育論』東山書房。
- 19) 山口正作 1979 「昭和初期の健康教育の回想——学校衛生技師高橋勉の業績と山形市第三小学校の実践——」『山形教育』第196号, 59-64頁。
- 20) 斎藤潔, 滋賀秀俊 1947 『衛生教育』公衆衛生社, iii頁
- 21) 楠本正康 1951 『衛生教育概論』日本公衆衛生協会, 5頁。
- 22) 宮坂忠夫 1958 『衛生教育』積文堂, 2-3頁。
- 23) 大西, 前掲書(1940)。本書で大西は、明治以来の学校衛生の推移を、ドイツ流の医学的學校衛生からイギリス流の社会的學校衛生へ、またさらにアメリカ流の教育的學校衛生への変化として特徴づけている。
- 24) 木下秀明 1971 『日本体育史研究序説』不味堂出版, 215頁。

第Ⅱ章

- 1) C. E. ターナー (高橋喜一訳) 1936 『健康教育原論』右文館, 11頁。
- 2) 鈴木止 1939 「健康教育の本質」『新教育』第182号, 20頁。
- 3) 竹村一 1959 『健康教育論』東山書房, 48-49頁。
- 4) 同上, 43-44頁。
- 5) 中尾勇 1939 『健康教育の基準』賢文館, 30-31頁。
- 6) 同上, 37頁。
- 7) 同上, 38-39頁。
- 8) 大西永次郎 1940 『学校体育と学校衛生』(体力向上講座第六巻) 保健衛生協会, 320頁。
- 9) 同上, 320頁。
- 10) 同上, 321頁。
- 11) 同上, 321頁。
- 12) 同上, 321頁。
- 13) 同上, 321頁。
- 14) 同上, 321頁。

- 15) 同上, 304頁。
- 16) 同上, 305頁。
- 17) 同上, 306頁。
- 18) 文部省編纂 1927 『衛生教育』(学校衛生叢書第三輯) 帝国学校衛生会, 1-2頁。
- 19) 野津謙 1936 「健康教育に就いて(上)」『学校衛生』第16巻, 146-147頁。
- 20) 佐藤正 1937 『近代衛生教育の理論と実際』南江堂, 12頁。
- 21) 岩原拓, 大西永次郎 1937 「日本に於ける学校衛生の現況(下)」『学校衛生』第17巻, 601頁。
- 22) 同上, 602-604頁。
- 23) 龍山義亮 1936 「教育学上に於ける養護と健康の意義」(日本児童社会学会編『健康教育の研究』) 刀江書院, 43-44頁。
- 24) 城戸幡太郎編集代表 1936 『教育学辞典(第1巻)』岩波書店, 112-113頁。
- 25) 橋本道 1970 「大正時代・昭和前期における各教科の改革運動 六 体育」(小原國芳編『日本新教育百年史 第一巻 総説(思想・人物)』) 玉川大学出版部, 409-410頁。
- 26) 杉浦守邦 1975 「大正デモクラシー期」(黒田芳夫執筆代表『教師のための学校保健』) ぎょうせい, 571頁。
- 27) 同上, 571-572頁。
- 28) 同上, 572頁。
- 29) C.E. Turner 1932 Principles of Health Education, D.C. Heath & Co.
- 30) 木村貞雄 1938 『体位管理 健康教育の実践』創文社, 序。
- 31) ターナー, 前掲書(1936), 10頁。
- 32) 木村, 前掲書(1938), 28頁。
- 33) 杉浦守邦 1975 「大正デモクラシー期」(黒田芳夫執筆代表『教師のための学校保健』) ぎょうせい, 572頁。
- 34) 橋本恒之編 1936 『ターナー博士を語る』右文館, 及び野津謙 1952 「健康教育を, こうおもう」(児童社会学会編『健康教育の研究』) 牧書店より作成。
- 35) 野津謙 1936 a 「健康教育とは何か」(児童社会学会編『健康教育の研究』) 刀江書院, 67頁。
- 36) 第I章を参照のこと。
- 37) 野津, 前掲書(1936 a), 67-98頁。
- 38) 同上, 68頁。
- 39) 野津謙 1936 b 「健康教育に就いて(上)」『学校衛生』第16巻, 144-148頁。
- 40) 野津 前掲書(1936 a), 84-85頁。
- 41) 同上, 68頁。
- 42) 野津, 前掲書(1936 b), 14頁。
- 43) 野津, 前掲書(1936 a), 69頁。
- 44) なお, 国立公衆衛生院 1968 『公衆衛生院の歴史と将来』によれば, 昭和11年11月, 「公衆衛生技術官訓練機関 設立準備委員会」が内務省に設置。公衆衛生院が創設され, 厚生省の付属機関として事業を開始したのは昭和13年3月。
- 45) 同上, 69頁。
- 46) なお, 国立公衆衛生院, 前掲書(1968)によれば, 都市保健館は東京市京橋区(昭和10年1月), 農村保健館は埼玉県所沢町(昭和13年1月)から事業を開始。
- 47) 同上, 67頁。
- 48) 同上, 70頁。
- 49) 同上, 70頁。
- 50) 同上, 73頁。
- 51) 同上, 73頁。
- 52) 同上, 74頁。
- 53) 同上, 77頁。
- 54) 同上, 77頁。
- 55) 同上, 83頁。
- 56) 野津謙 1936 c 「健康教授の学年別配当と教科書に現われたる健康事項の誤謬」(児童社会学会編『健康教育の研究』) 刀江書院 444-445頁。
- 57) 同上, 453頁。
- 58) 同上, 453頁。
- 59) 同上, 453頁。
- 60) 同上, 457頁。
- 61) 野津, 前掲書(1936 a), 85頁。
- 62) 同上, 85頁。
- 63) 杉浦守邦 1975 「大正デモクラシー期」(黒田芳夫執筆代表『教師のための学校保健』) ぎょうせい, 572頁。
- 64) 野津謙 1936 d 「健康教育に就いて(下)」『学校衛生』第16巻, 209-210頁。
- 65) 掘秀彦 1936 「性教育とその方法」(児童社会学会編『健康教育の研究』) 刀江書院, 490頁。
- 66) 同上, 491頁。
- 67) 同上, 503頁。
- 68) 野上俊夫 1936 「性教育」(城戸幡太郎編集代表『教育学辞典(第1巻)』) 岩波書店, 1379-1381頁。
- 69) 尾高豊作 1936 「児童の精神衛生に就いて」(児童社会学会編『健康教育の研究』) 刀江書院, 91頁。

第Ⅲ章

- 1) C. E. ターナー (高橋喜一訳) 1936 『健康教育原論』右文館 序1頁。
- 2) 同上, 序2頁。
- 3) 原書2頁, Health has a place in any plan of education.
- 4) ここで, 「教育の対象」と訳されているのは, 原書では objective of education (原書2頁) であり, 教育の目的のひとつとして健康が不可欠であることを述べているものと思われる。
- 5) ターナー, 前掲書(1936), 1-2頁。
- 6) 同上, 2頁。
- 7) 同上, 3頁。
- 8) 同上, 4頁。
- 9) 同上, 7-8頁。
- 10) 同上, 22頁。
- 11) 本書においては, health services (原書13頁) を健康施設と訳しているが, ここでの「施設」は現在の慣用より広い概念であろう。
- 12) ターナー, 前掲書(1936), 8-9頁。
- 13) 「学校における健康施設」は原書では school health activities となっている。
- 14) 保健施設 原書では school health activities
- 15) 健康動作 原書では health behavior
- 16) 学校の保健施設 原書では school health services
- 17) Dept. of Superintendence, National Education Association 1926 Fourth Yearbook, Chap. Ⅲ.
- 18) ターナー, 前掲書(1936), 11-13頁。
- 19) 同上, 序2頁。
- 20) 同上, 35頁。
- 21) 『岩波西洋人名辞典 増補版』1981, 801頁
- 22) 大西永次郎 1936 「C. E. ターナー博士を迎えて」『学校衛生』第16巻, 201頁。
- 23) 阿部三玄 1950 「学校における健康指導」(東京教育大学教育学研究室編『教育大学講座 第27巻 保健体育』) 金子書房, 118頁。
- 24) 無署名 1936 「教育時報」『教育思潮研究』第10巻3号,

- 66) 松江市内中原尋常小学校 1937 『我が校の健康教育』同校, 1頁。
- 67) 同上, 緒言。
- 68) 同上, 2頁。
- 69) 同上, 2頁。
- 70) 同上, 2頁。
- 71) 同上, 2頁。
- 72) 同上, 2頁。
- 73) 同上, 2-3頁。
- 74) 同上, 3頁。
- 75) 同上, 3頁。
- 76) 同上, 緒言。
- 77) 同上, 6頁。
- 78) 同上, 148-149頁。
- 79) 同上, 149頁。
- 80) 琴平尋常高等小学校, 1937 『本校健康教育ノ概要(前編)』同校, 2頁。
- 81) 武立清 1939 『健康教育経営の実際』明治図書, 自序7-8頁。
- 82) 同上, 31-32頁。
- 83) 同上, 32-33頁。
- 84) 横田初治 1938 『健康教育の理論と実際』明治図書, 2頁。
- 85) 同上, 2頁。
- 86) 同上, 2-3頁。
- 87) 同上, 3頁。
- 88) 同上, 107頁。
- 89) 同上, 107-108頁。
- 90) 木村吉三郎編 1937 『懸賞論文健康教育研究』北津軽郡教育会, 序。
- 91) 同上, 序9-10頁。
- 92) 岡山県師範学校附属小学校 1937 『健康教育の精神とその実践』同校, 212頁。
- 93) 同上, 213頁。
- 94) 同上, 213-214頁。
- 95) 同上, 214頁。
- 96) 同上, 214頁。
- 97) 同上, 217頁。
- 98) 同上, 128-129頁。
- 99) 青森県新町尋常小学校 1937 『児童の健康教育』東文館, 29頁。
- 100) 碓氷郡安中尋常小学校 1937 『健康教育学級経営概要』同校, 1頁。
- 101) 同上, 1-2頁。
- 102) 宮田直次郎 1936 『施設経営実践健康教育』明治図書, 著者(序), 2頁。
- 103) 同上, 7頁。
- 104) 同上, 5-6頁。
- 105) 富岡尋常高等小学校 1937 『健康教育とその施設』同校, 健康教育に就て
- 106) Turner, 前掲書(1932), 17頁。
- 107) 同上, 13頁。
- 108) ターナー, 前掲書(1936), 11頁。
- 109) 同上, 9頁。
- 64) 同上, 92頁。
- 65) 同上, 93頁。
- 110) 中尾勇 1939 『健康教育の基準』賢文館, 5頁。
- 111) 同上, 4頁。
- 112) 同上, 5頁。
- 113) 同上, 6頁。
- 114) 同上, 6頁。
- 115) 同上, 27-28頁。
- 116) 同上, 28頁。
- 117) 第Ⅱ章を参照のこと。
- 118) 中尾, 前掲書(1939)
- 119) 同上, 31-32頁。
- 120) 同上, 32-33頁。
- 121) 同上, 34頁。
- 122) 同上, 33頁。
- 123) 同上, 34頁。
- 124) 同上, 36頁。
- 125) 同上, 36頁。
- 126) 同上, 38-39頁。
- 127) 同上, 39頁。
- 128) 同上, 39-40頁。
- 129) 同上, 41頁。
- 130) 同上, 42頁。
- 131) 同上, 45-47頁。
- 132) 同上, 48-49頁。
- 133) 同上, 37, 55-61, 328-357頁。
①については, 昭和13年5月, 地方学校衛生技師会議の席上では, 文部大臣大臣諮問事項, それに対する答申案が出され, 健康知識の教授に正課として一定の時間を特設すべきことが建議されていたとある。
- 134) 同上, 61頁。

第Ⅳ章

- 1) 柴若光昭, 田辺信太郎, 黒羽弥生, 畑栄一, 家田重晴, 高橋浩之, 川畑徹朗, 高石昌弘 1983 「健康教育学の『構造』に関する計量的研究」『東京大学教育学部紀要』第22巻, 93-128頁。
- 2) 柴若光昭 1983 「健康教育学の『構造』に関する一考察」『東京大学教育学部紀要』第22巻, 129-139頁。
- 3) C. E. ターナー(高橋喜一訳) 1936 『健康教育原論』右文館, 11頁。
- 4) 鈴木止 1939 「健康教育の本質」『新教育』第182号, 20頁。
- 5) 竹村一 1959 『健康教育論』東山書房, 48-49頁。
- 6) 中尾勇 1939 『健康教育の基準』賢文館, 30-31頁。
- 7) 大西永次郎 1940 『学校体育と学校衛生』(体力向上講座第六巻) 保健衛生協会, 320-321頁。
- 8) 日本学校保健会編 1973 『学校保健百年史』第一法規, 140頁。
- 9) 木村貞雄 1938 『体位管理健康教育の実際』創文社, 序編。
- 10) ターナー, 前掲書(1936), 10頁。
「軍隊を戦地に送るには, 十分なる訓練と, その健康の保持に出来るだけの努力が払われる。しかるのち戦場で傷き倒れたものを収容し看護するのである。学校においても, まず児童全般の健康の保持並びに増進について考究し, しかるのち落伍者のために適当な看護施設を講ずるのが至当であろう。」